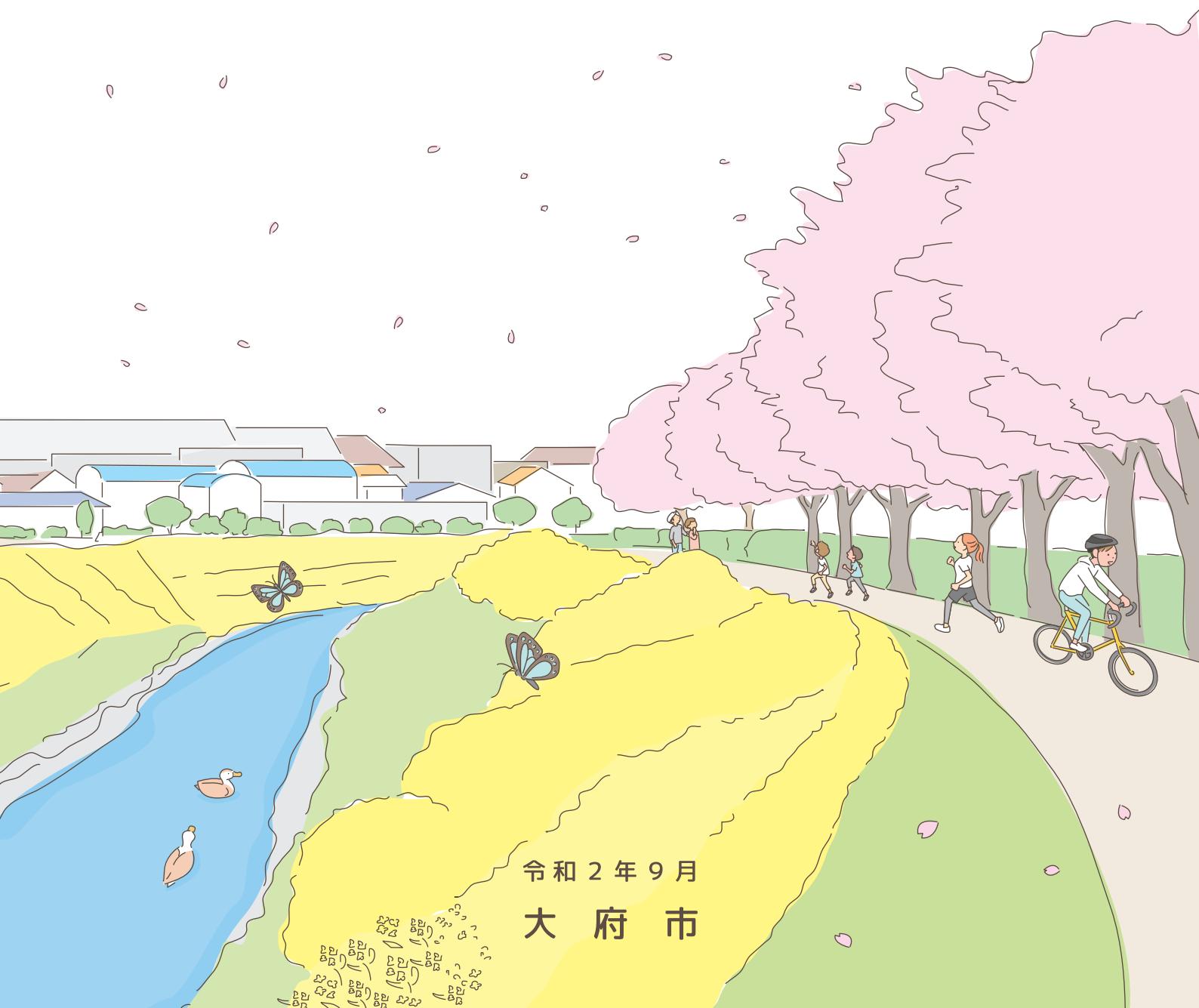


活かす緑

“水” “風” “まち”

大府市緑の基本計画 2020▶2030



# はじめに

本市には、鞍流瀬川や石ヶ瀬川といった「水」の拠点や、大倉公園や大府みどり公園、市街地周辺に広がる農地など、「緑」の拠点となる豊かな自然環境が存在しています。現行の大府市緑の基本計画では、これら自然環境を守り、増やし、育むことを基本方針にまちづくりを進めてきました。また、昭和45年の市制施行以来「健康都市」を基本理念に掲げ、自然環境を活かしたまちづくりに取り組んできたことで、現在の緑あふれる環境が維持されています。今後も風を感じ、水に親しみながら、緑あふれるまちづくりを進めていきます。

この度、大府市総合計画、大府市都市計画マスターplanが新たに策定されたことや、都市の緑を取り巻く状況が変化していることに伴い、大府市緑の基本計画を新たに策定しました。今回の計画では、現行計画の基本方針を継承しながら、新たに緑を「活かす」といった視点を追加しています。緑を活かすことで量の充実だけでなく質の向上も目指し、豊かな暮らしとまちの実現に向けて進めていきます。

本市は、令和2年（2020年）9月に市制50周年を迎えるました。そして今回、市制50周年を記念して「サクラ」と「ツツジ」を新たに市の木・市の花に制定することとしました。これまでの市の木クロガネモチ、市の花クチナシに加えて、本市のまちづくりにより一層の潤いと彩りを添えていきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導を賜りました大府市緑の基本計画策定委員会の皆様をはじめ、多くの市民や関係者の皆様に貴重なご意見やご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和2年9月

大府市長　岡村　秀人



# 市制 50 周年を記念して、 「サクラ」を市の木、「ツツジ」を市の花として、 新たに制定します！



## サクラ

### 【制定理由】

桃山地区、ニッ池公園、大府みどり公園など、市内には数多くのサクラが植えられています。さくらまつりが開催されるなど市民にも身近な木であることから、市の木として新たに制定します。



## ツツジ

### 【制定理由】

大倉公園や主要地方道名古屋碧南線の街路樹など、市内で数多く植えられています。つつじまつりも 40 年以上開催されるなど市民にも昔から身近な花であることから、市の花として新たに制定します。

## ～市の木～



### クロガネモチ

#### 【見頃の時季】

秋～冬（実 10 月～2 月）

#### 【見られる場所】

大倉公園、大府みどり公園 等

5 月～6 月に薄紫色の花をつけ、秋に真っ赤な実をつけます。若枝は紅紫色（鉄色）になっています。同じ仲間でトリモチが取れる緑の枝のモチノキも市内には多くあります。



### サクラ

#### 【見頃の時季】

春（花 3 月～4 月）

#### 【見られる場所】

桃山公園、ニッ池公園、白鯫池 等

春の風物詩です。サクラは 400 種類以上あります。よく目にするのはソメイヨシノ、カワヅザクラ、シダレザクラなどです。市内にはヨウキヒやギヨイコウなどめずらしいサクラも数多く植えられています。



### クチナシ

#### 【見頃の時季】

夏（花 6 月～7 月）

#### 【見られる場所】

市役所（向畠公園）、愛三文化会館 等

6 月～7 月に純白で芳香の花を咲かせます。10 月～11 月頃には橙色の実をつけます。乾燥させた実は食品の着色料や染料として用いられます。



### ツツジ

#### 【見頃の時季】

春（花 4 月～5 月）

#### 【見られる場所】

大倉公園、市役所前の道路 等

春になると赤や白、ピンクなどの花を咲かせます。日本で最も親しまれている植物の一つで、万葉集にも詠まれているほど古くから栽培されています。

# 目 次

<b>第1章 緑の基本計画とは .....</b>	<b>1</b>
1-1 計画策定の趣旨と位置付け .....	2
1-2 都市の緑に関する社会の動向 .....	3
1-3 計画の期間 .....	6
1-4 緑のはたらき .....	6
1-5 計画で対象とする緑 .....	7
<b>第2章 大府市の概況及び緑の現況と課題 .....</b>	<b>9</b>
2-1 大府市の概況 .....	10
2-2 大府市のまちづくりの課題 .....	17
2-3 緑の現況 .....	18
2-4 緑に関する市民意識 .....	28
2-5 緑花政策の課題 .....	32
<b>第3章 目指すべき緑の姿 .....</b>	<b>33</b>
3-1 基本理念 .....	34
3-2 キャッチフレーズ .....	34
3-3 緑の将来計画イメージ .....	35
3-4 基本目標 .....	37
3-5 基本目標とまちづくりの課題／SDGs との関係 .....	38
3-6 計画目標（指標及び目標値） .....	39
<b>第4章 具体的な施策について .....</b>	<b>41</b>
4-1 施策体系 .....	42
4-2 具体的な施策 .....	43
基本目標1 大府らしさが感じられる緑を守る .....	44
基本目標2 身近な緑を増やし、つなげる .....	46
基本目標3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む .....	50
基本目標4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす .....	52
<b>第5章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>55</b>
5-1 計画の推進体制 .....	56
5-2 計画の進行管理 .....	56
<b>資料編 .....</b>	<b>57</b>
資-1 計画の策定経緯 .....	58
資-2 用語解説 .....	61

【※】この印の付いた用語は、資料編に解説を載せています。なお、本文中に同じ用語が何度も出てくることがあります、一番初めに出てくる用語にのみ印を付けています。



---

# 第1章

## 緑の基本計画とは

---

- 1-1 計画策定の趣旨と位置付け
- 1-2 都市の緑に関する社会の動向
- 1-3 計画の期間
- 1-4 緑のはたらき
- 1-5 計画で対象とする緑

## 1-1 計画策定の趣旨と位置付け

### (1) 計画策定の趣旨

「緑の基本計画」は、都市緑地法<sup>【※】</sup>第4条に基づいて市町村が策定することのできる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。

「大府市緑の基本計画」は、本市における将来の緑の望ましい姿を描き、実現のための方針を定めるとともに、広く市民に公表することによって、本市の緑に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

本市では、平成8年度に最初の「大府市緑の基本計画」を策定し、平成13年度に改訂を行いました。また、上位計画である総合計画や都市計画マスターplanの見直し等を受けて、平成22年度に現行の「大府市緑の基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画は、『育てよう 緑あふれる 健やかなまち』をキャッチフレーズとして、市民・事業者・行政がみんなで協力しながら、多くの恩恵を与えてくれる緑を守り、増やし、育むことで、緑豊かで人もまちも健康である“健やかなまち”的実現を目指してきました。

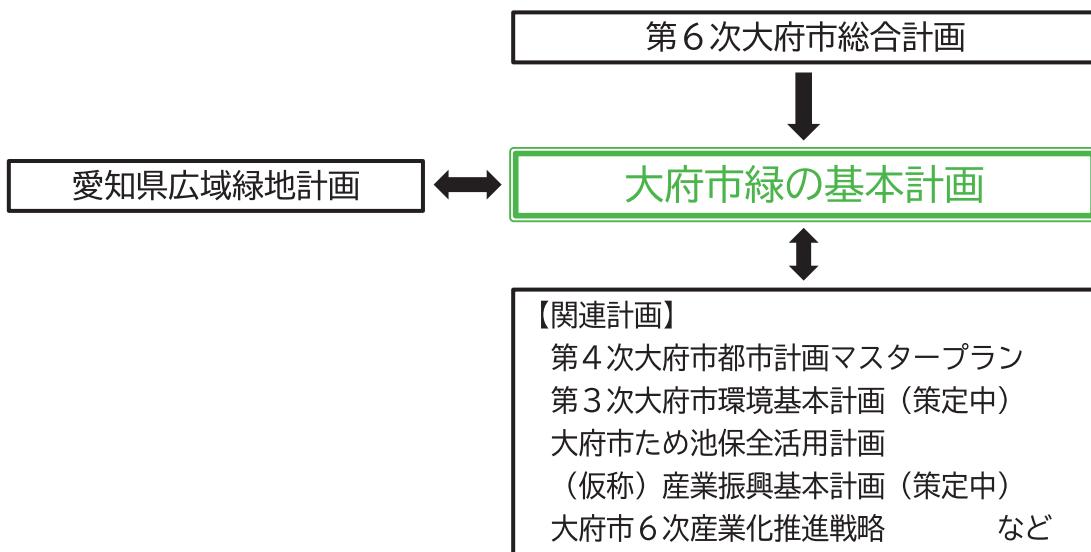
現行計画の目標年度である令和2年度を迎えること、上位・関連計画である「第6次大府市総合計画」、「第4次大府市都市計画マスターplan」、「愛知県広域緑地計画」の改訂・見直し、そして、都市の緑を取り巻く状況が大きく変化してきていることを踏まえて、今回新たな「大府市緑の基本計画」を策定します。

**【※】**この印の付いた用語は、資料編に解説を載せています。なお、本文中に同じ用語が何度も出てくることがあります、一番初めに出てくる用語にのみ印を付けています。

### (2) 計画の位置付け

計画の位置付けを以下に示します。

本市の市政運営の総合的かつ長期的な指針である「第6次大府市総合計画」の基本構想に即すとともに、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、都市計画の指針である「第4次大府市都市計画マスターplan」などと適合するとともに、愛知県の「愛知県広域緑地計画」との連携を図ります。



# 1-2 都市の緑に関する社会の動向

## (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

2015年 の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に、国際社会全体の普遍的な目標として、また、地域の持続的な発展にとっても重要な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>【※】</sup>」が設定されています。SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、全てのステークホルダーが役割を持つ「参画型」、環境・経済・社会の統合的向上を図る「統合性」といった特徴を持っています。

SDGsの17のゴールを見ると、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール15「陸の豊かさも守ろう」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴールは、緑地保全や緑化推進等の取組と特に関わりが深くなっています。

図 SDGsの17のゴール  
資料：国際連合広報センター



## (2) グリーンインフラの推進

グリーンインフラ<sup>【※】</sup>は、緑地、樹木、河川、水辺、森林、農地等の自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力ある社会づくりを進めるという考え方です。

国は、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進めるまでの全般的な取組として普及・促進するため、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」のとりまとめを行いました。推進戦略の中では、グリーンインフラを推進するための方策として、グリーンインフラ主流化に向けて緑の基本計画をはじめとする各種法定計画へ位置付ける必要があるとしています。

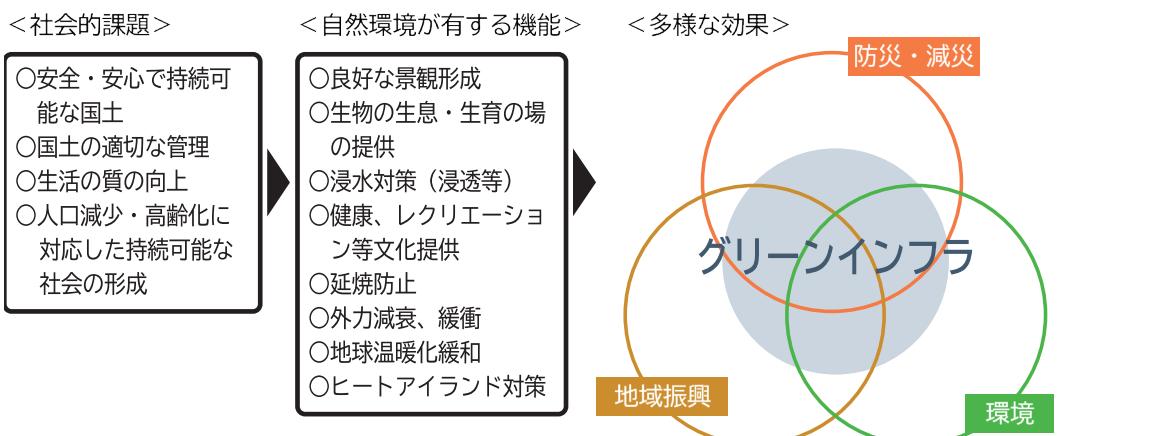


図 グリーンインフラの考え方

資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

### (3) 緑とオープンスペース政策の新たな展開

国は、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」（平成26年11月設置座長：進士五十八 福井県立大学学長）での議論を受けて、緑とオープンスペース<sup>[※]</sup>のポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行するための基本的考え方と施策の方向性を示しました。

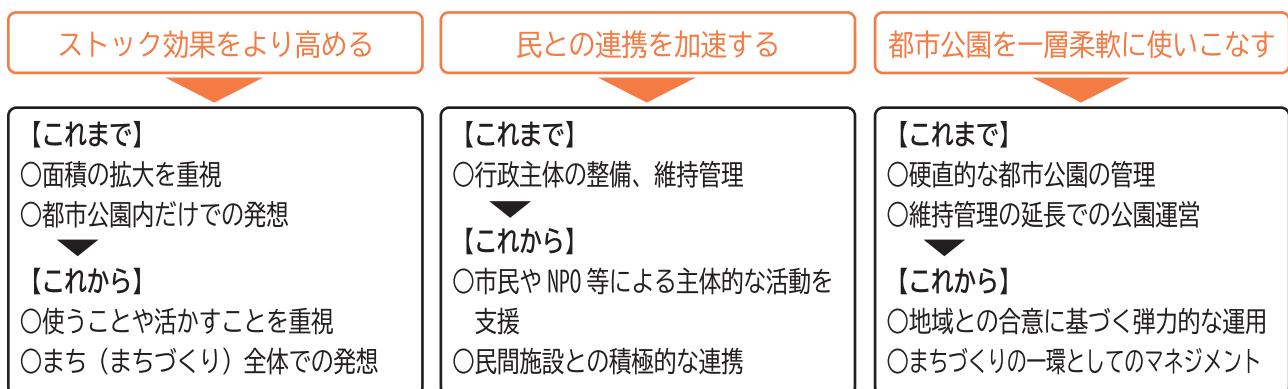


図 今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点

資料：「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書を基に作成

### (4) 都市緑地法等の一部改正

少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、都市における緑地の保全並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、平成29年6月15日に都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました（一部については平成30年4月1日施行）。



図 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

資料：都市緑地法等の一部を改正する法律の概要資料

## Column

## グリーンインフラの取組事例

## ■浸透機能を持たせた植栽帯

雨水を花壇に誘導し、一時的に花壇内に貯めてゆっくり地中へと浸透させるとともに、街の景色を彩る「修景」機能も併せ持った「雨水浸透型花壇」や、保水機能の高いレンガ舗装の下に雨水貯留機能を有する碎石層を設け、植栽への水の供給とヒートアイランド現象の緩和を図る公園、民間敷地内における雨庭の整備等、いくつかの自治体や民間で、欧米のグリーンインフラに近い取組が行われています。



資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

## ■都市環境維持・改善に資する都市公園整備、緑地保全、緑化推進

都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、緑化施設整備計画（都市緑地法第60条）を活用した緑地の確保を推進しています。

気候変動に伴い激化が懸念されるヒートアイランド現象に対し、屋上緑化、壁面緑化、軌道敷緑化等様々な場所で緑化が進められています。



資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

## 1-3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次大府市総合計画」及び「第4次大府市都市計画マスター プラン」の計画期間と合わせて、令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までの11年間とします。

「大府市緑の基本計画の進捗管理に関するこころ」を調査審議する「大府市緑化推進委員会」により、施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価を行い、点検・評価結果は、毎年市ホームページで公表するとともに、市民の意見も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 1-4 緑のはたらき

少子高齢化や将来的な人口減少に加えて、自然災害リスクの高まり、地球環境問題の深刻化、ひつ迫する財政状況など、都市を取り巻く様々な厳しい制約下において、安全・安心で快適な市民生活を確保するとともに、社会経済の維持・増進を実現させていく必要があります。都市の緑は、以下に示すような緑が持つ多機能性を発揮させることにより、都市における社会的課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高めていくことができます。

### ＜環境面での持続可能性への貢献＞

#### ① 環境との共生

都市における緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象<sup>[※]</sup>の緩和、生物の生息・生育空間としての機能などを有しています。緑がこうした環境保全機能を継続的に発揮することで、環境面での都市の持続可能性を高めることができます。

### ＜社会面での持続可能性への貢献＞

#### ② 安全・安心の確保

大震火災時の避難地や延焼防止帯としての機能はもとより、海岸防風林や屋敷林による津波被害の軽減、急傾斜地や水害常襲地帯などの災害危険地の保護、雨水の浸透・貯留や遊水池としての洪水調節による水害の抑制など、緑の防災・減災機能を総合的に活用することで、自然災害からの安全・安心の確保に貢献することができます。

#### ③ 健康・福祉の向上

都市公園に限らず、公共的なオープンスペースとしての性格を持つ緑地は、健康の維持・増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、自立した生きがいを感じられる生活につながる地域活動の場などとして貢献することができます。

#### ④ 地域コミュニティの醸成

祭りなどの行事から、アダプトプログラム<sup>[※]</sup>による公園管理や里山管理活動など、地域の共有財産である緑地の利用や管理活動などを通じた交流は、市民の地域への愛着を高めるとともに、地域コミュニティの醸成に寄与します。

## <経済面での持続可能性への貢献>

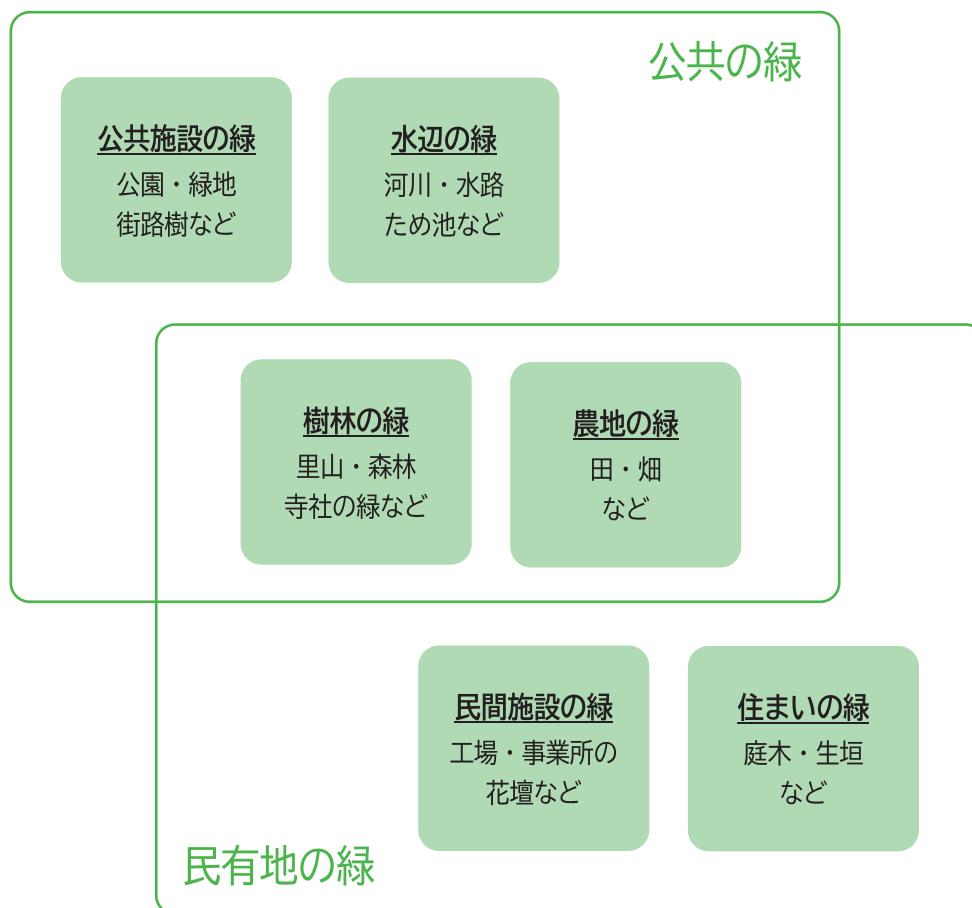
### ⑤ 地域経済・活力の維持

都市の緑地は、身近な自然環境や高質なオープンスペースとして、ビジネス環境の向上や観光地としての魅力の増進、住宅・宅地の資産価値の向上などを通じて、地域経済・活力の維持に貢献することができます。

## 1-5 計画で対象とする緑

本計画で対象とする緑は、公共施設の緑、樹林や水辺、農地の緑に加えて、都市の緑化として重要な民間施設や住宅地などの民有地の緑も含みます。

また、樹林や農地の緑については、民有地の緑としてだけでなく、地域資源の一つとして公共の緑としても位置付けられます。



## 【市内でみられる計画で対象とする緑】



公共施設の緑（大府駅西側ロータリー）



水辺の緑（星名池）



樹林の緑（大府みどり公園）



農地の緑（稲刈り風景）



民間施設の緑（工場の緑化）



住まいの緑（シビックガーデンコンテスト）

---

## 第2章

# 大府市の概況及び 緑の現況と課題

---

2-1 大府市の概況

2-2 大府市のまちづくりの課題

2-3 緑の現況

2-4 緑に関する市民意識

2-5 緑花政策の課題

## 2-1 大府市の概況

### (1) 自然的条件

#### ① 位置・地勢

本市は名古屋市の南東部に隣接して位置し、市の東部では三河地域と接しています。また、知多半島の北部に位置していることから、名古屋・三河・知多の結節点になっています。

市域は、標高が50mを越えない緩やかな丘陵地と、河川によって運ばれた土砂が堆積する沖積地から形成されています。丘陵地を縫うように流れる河川の多くは短く、鞍流瀬川や石ヶ瀬川など、ほとんどが衣浦湾に注ぐ境川水系ですが、唯一、共和町木の山地区から流れる大高川は、伊勢湾に注ぐ天白川水系です。

このような地形的特徴のため、丘陵地の外縁部には縄文貝塚が発見され、惣作遺跡からは製塩に関する土器が出土されています。また、昭和34年の伊勢湾台風、平成12年の東海豪雨の際に冠水した地域が沖積地であったことから、丘陵地以外には海が現在よりかなり奥まで入り込んでいたことが伺われます。



図 大府市の位置

資料：大府市 HP 「おおぶスタイル」



大府駅東側ロータリー



共和駅西側ロータリー

## ② 植生

市街化調整区域の大部分は耕作地で、市域東部の境川や市域西部の知多半島道路の周辺には、まとまと農地が広がっています。

また、二ツ池公園やあいち健康の森公園周辺には、落葉広葉樹の二次林<sup>[※]</sup>がみられます。竹林も点在しております、特に長草地区、北崎地区に多くみられます。

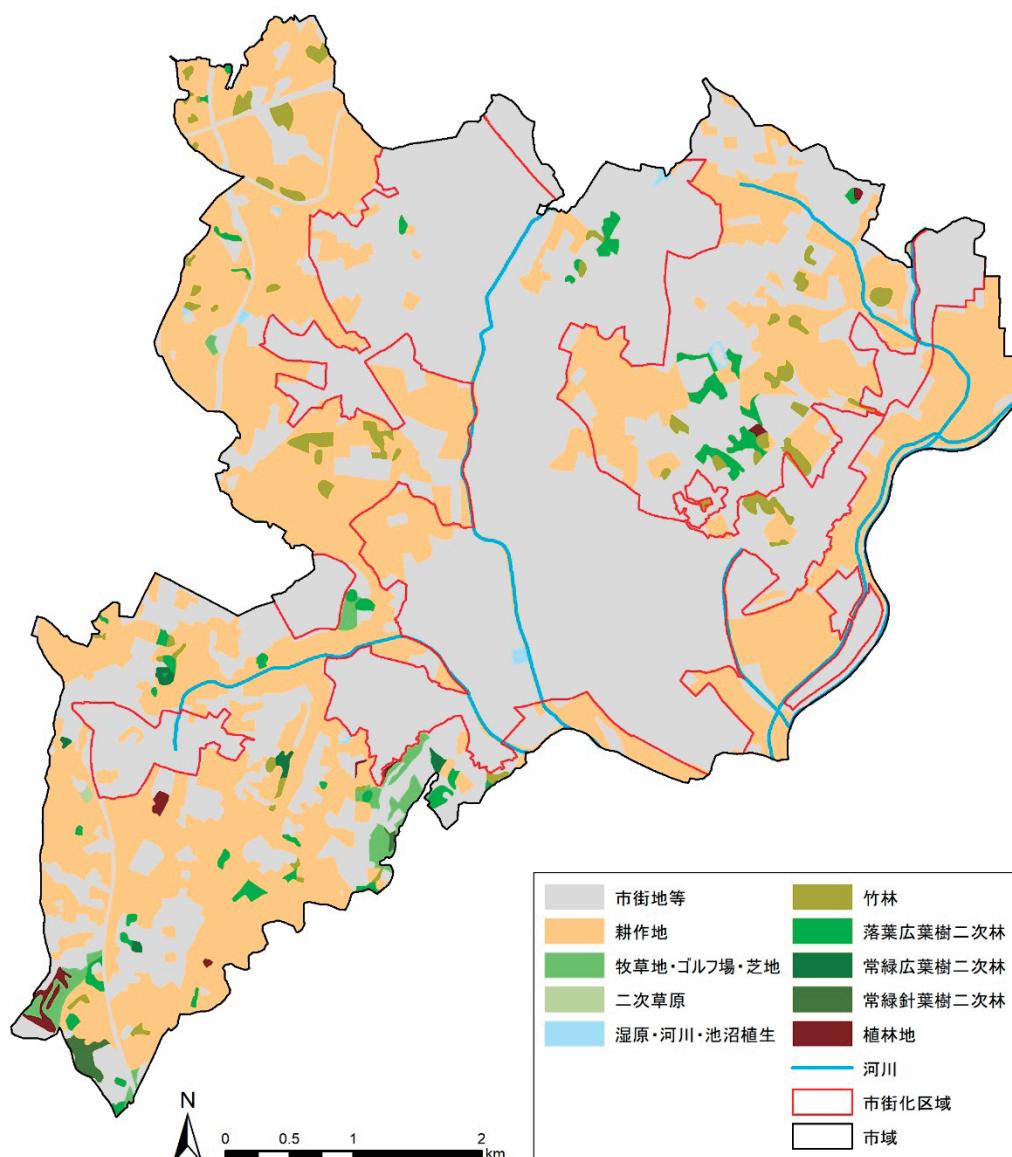


図 大府市の植生

資料：自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）

### ③ 動植物

愛知県は、平成 22 年 10 月に「あいちの生物多様性<sup>[※]</sup> ポテンシャル 気づく・まもる・つなげるマップ」を作成しています。その中では、①上位性・指標性を持つこと、②県内地域を網羅すること、③様々な環境を網羅すること、④行動圏などの生態が分かっていることの観点より、生態系ネットワーク<sup>[※]</sup>の指標を 16 種選定しています。

このうち、本市では、オオタカやサシバ、オオムラサキなど 8 種の生息適地等が確認されています。

【哺乳類】①カヤネズミ、②ツキノワグマ、③テン

【鳥類】④サギ類、⑤ヨシゴイ、⑥カモ類（マガモ属）、⑦オオタカ、⑧サシバ、⑨クマタカ、⑩シギ・チドリ類、⑪シジュウカラ

【爬虫類】⑫アカウミガメ

【両生類】⑬アカガエル類

【魚類】⑭アユ・ウナギ

【昆虫類】⑮止水性イトトンボ類、⑯オオムラサキ

※市内に生息適地等が確認されている 8 種を下線で示しています。

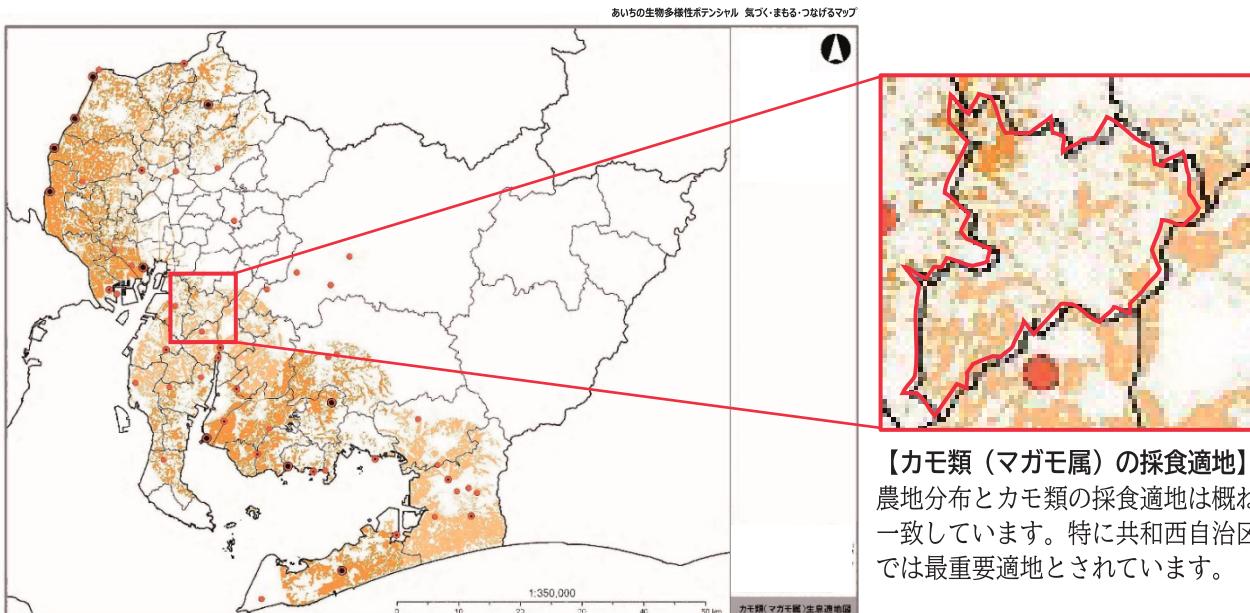
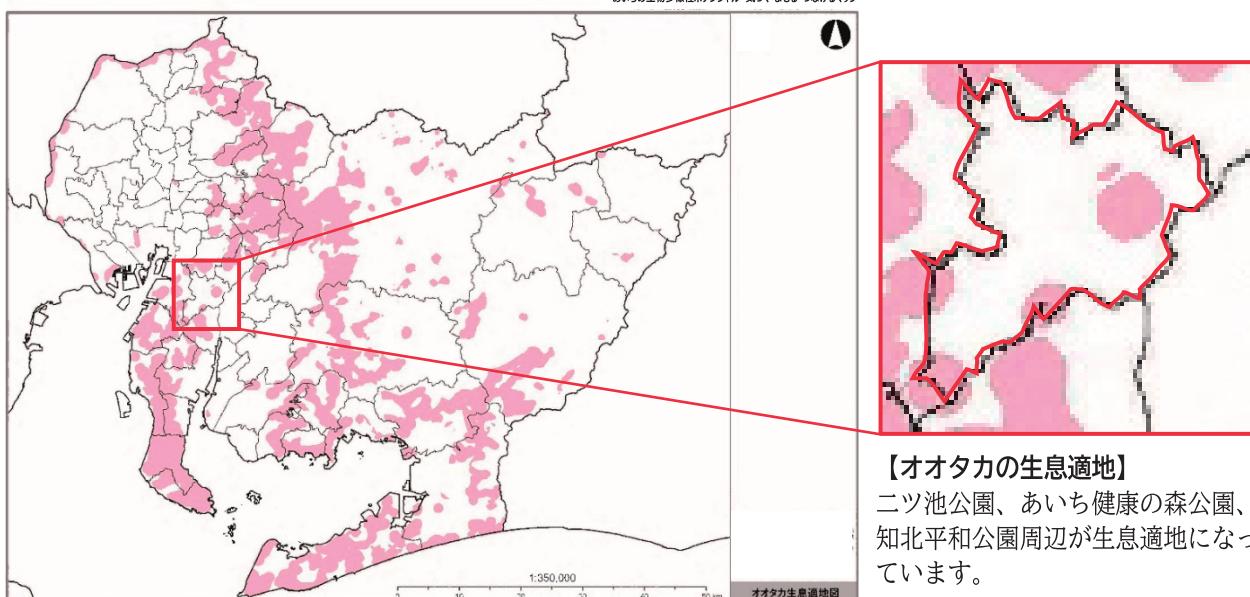


図 生物多様性ポテンシャルマップ（上：オオタカ生息適地図、下：カモ類（マガモ属）生息適地図）

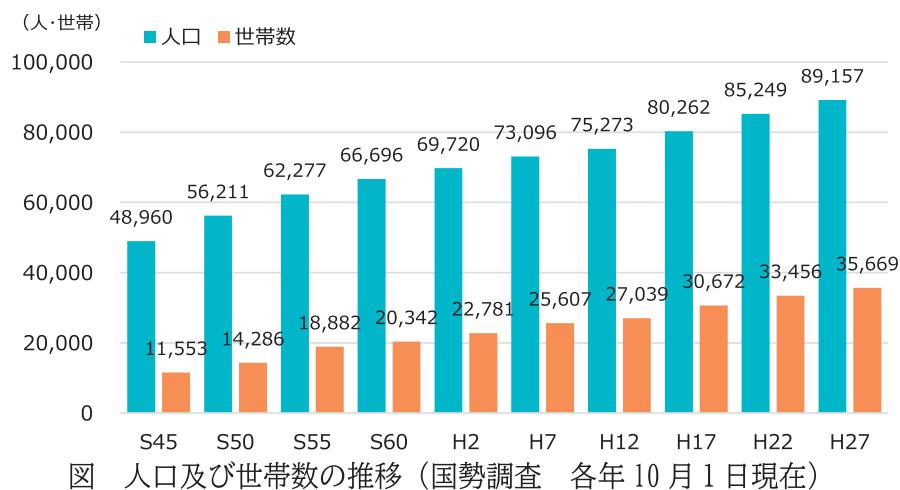
資料：愛知県自然環境課

## (2) 社会的条件

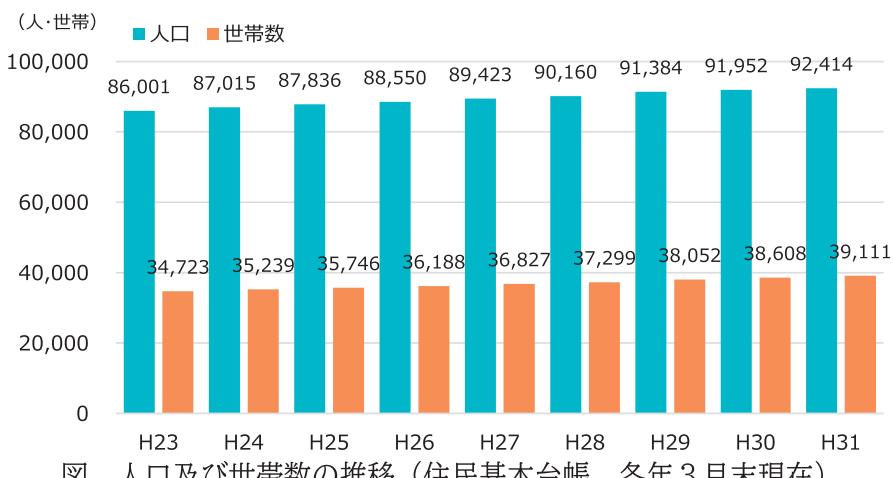
### ① 人口・世帯数

昭和 45 年以降、本市の人口及び世帯数はともに増加を続けています。一時期、社会増加数は縮小の傾向にあったものの、平成 19 年以降、転入人口が転出人口を常に上回っています。

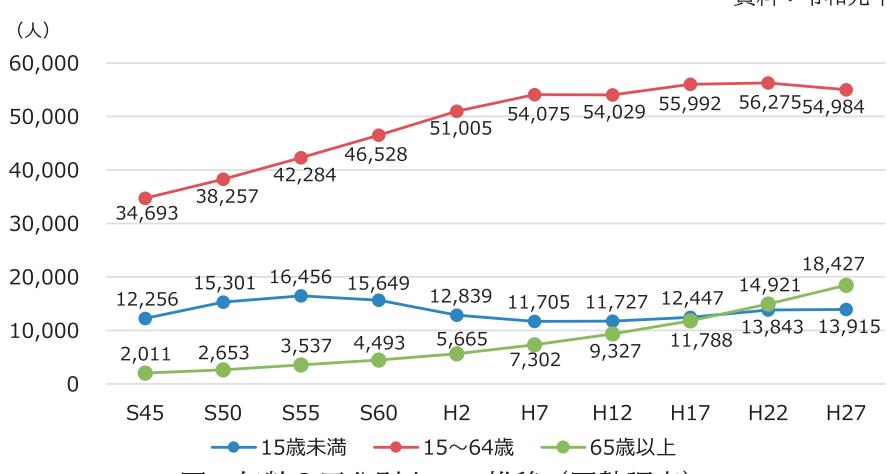
また、高齢者が増加している一方、年少人口は横ばいで推移、生産年齢人口は減少に転じており、少子高齢化が進行しています。



資料：令和元年度版 おおぶの統計



資料：令和元年度版 おおぶの統計



資料：令和元年度版 おおぶの統計

## ② 土地利用

平成 31 年と平成 23 年の土地利用の種別面積を比較すると、農地（田・畠）を中心に自然的土地利用が減少し、住宅地などの都市的土地利用が増加しています。

市域 3,366ha のうち、市街化区域は 1,338ha (39.8%)、市街化調整区域は 2,028ha (60.2%) となっています。

表 土地利用面積の変化

(単位：ha)

地目		平成 23 年	平成 31 年	増減	
行政面積		3,368	3,366	-2	
農地	田	267	227	-40	自然的土地利用 -238
	畠	669	489	-180	
森林	国有林	3	0	-3	都市的土地利用 +235
	民有林	106	103	-3	
原野等		0	0	0	
水面・河川・水路	水面	54	51	-3	
	河川	108	108	0	
	水路	68	59	-9	
道路	一般道路	国道	48	51	+3
		県道	97	138	+41
		市道	268	278	+10
	農道	3	3	0	
	林道	0	0	0	
宅地	住宅地	635	691	+56	
	工業用地	185	186	+1	
	その他の宅地	274	295	+21	
その他 <sup>注)</sup>		585	688	+103	

注) 「その他」は、行政面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。

資料：土地に関する統計年報（愛知県）

表 都市計画用途地域別面積（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	面積(ha)	構成比(%)
総数	3,366	100.0
市街化区域	1,338	39.8
第 1 種低層住居専用地域	242	7.2
第 1 種中高層住居専用地域	218	6.5
第 1 種住居地域	408	12.1
第 2 種住居地域	47	1.4
準住居地域	54	1.6
近隣商業地域	43	1.3
商業地域	17	0.5
準工業地域	66	2.0
工業地域	147	4.4
工業専用地域	96	2.9
市街化調整区域	2,028	60.2

資料：令和元年度版 おおぶの統計

市街化区域内の土地利用状況は、JR 鉄道沿線に商業用地、伊勢湾岸自動車道に沿って工業用地がまとまっており、その他の区域は住宅用地が広がっています。

自然的土地利用については、共和東自治区や横根自治区などで、畠や山林が残っています。

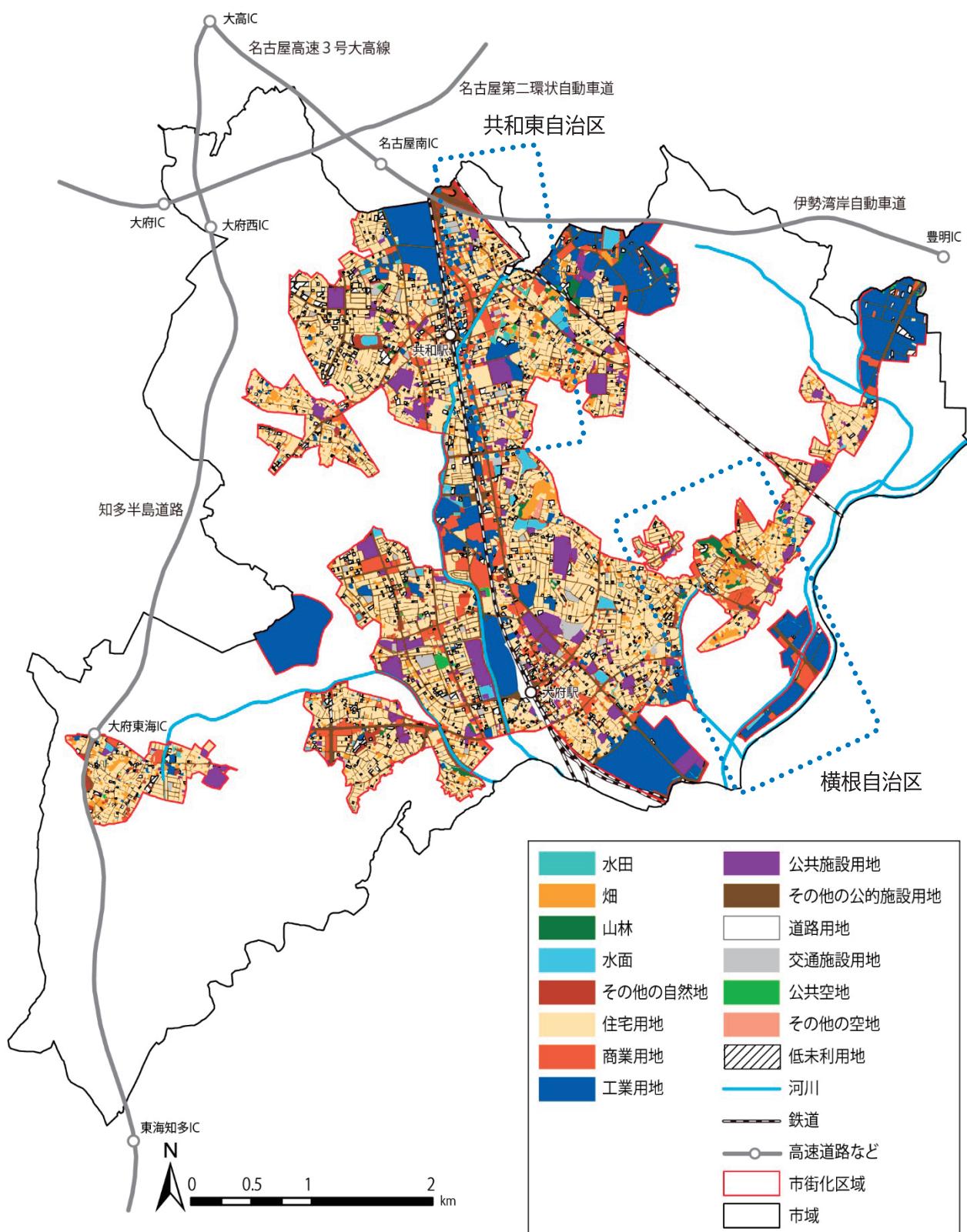


図 市街化区域内の土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査（平成 30 年度）

本市には、市域東部を流れる「境川」と南西部を流れる「石ヶ瀬川」、中央部を流れる「鞍流瀬川」などの河川があります。「境川」は文字通り尾張と三河の境界となっており、「石ヶ瀬川」「鞍流瀬川」は深い川を意味する「瀬」という文字が入っていることから、水深の浅い河川となっています。

また、なだらかな丘陵が多く、河川による利水に恵まれない本市では、灌漑用水をため池に依存することが多かったため、愛知用水通水前のため池数は100か所を超えていました。

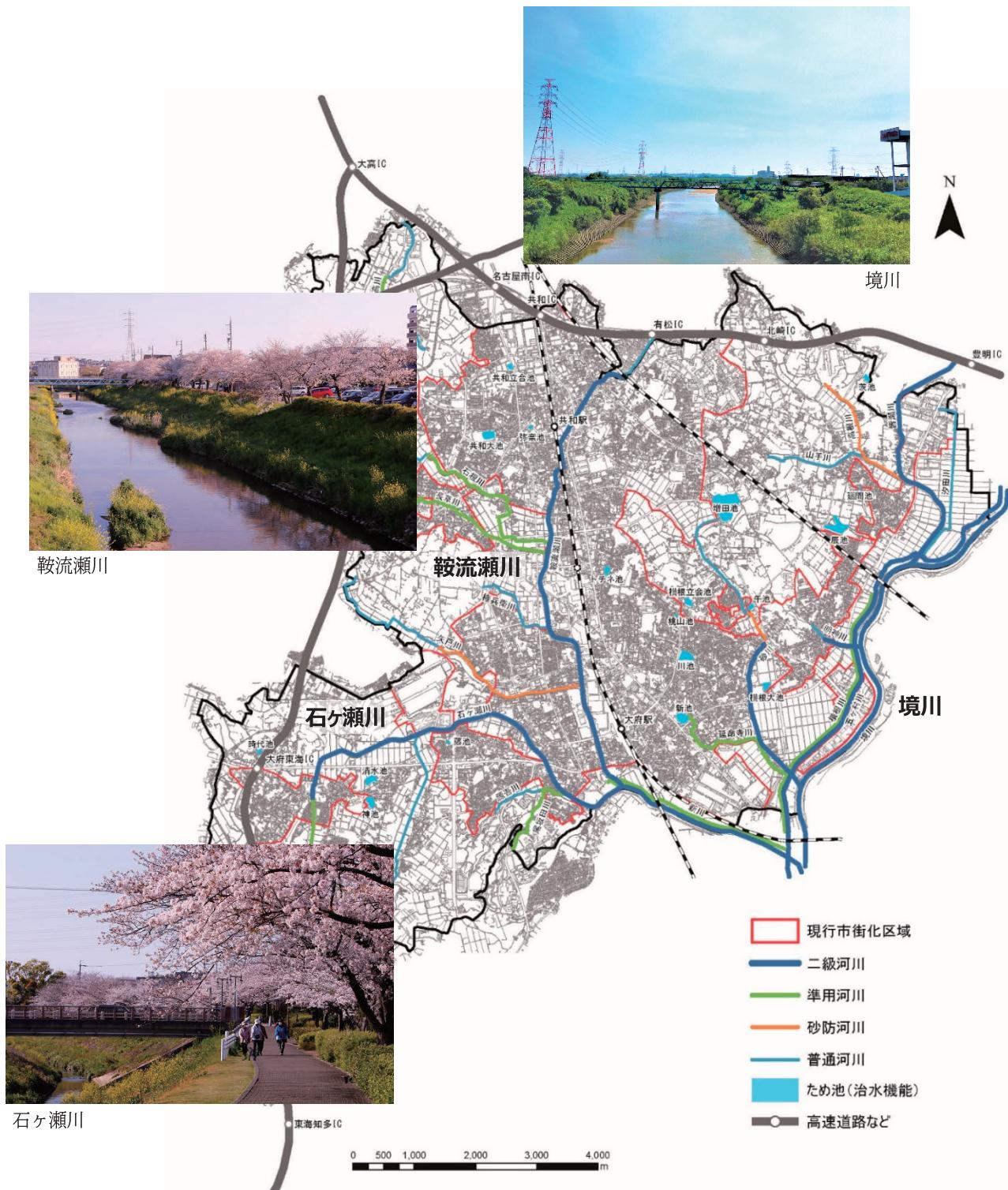


図 河川配置図

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

## 2-2 大府市のまちづくりの課題

「緑の基本計画」は、総合計画に即すとともに、都市計画マスタープランとも適合することとしています。また、「緑の基本計画」には、都市計画制度に関する事項のみならず、都市計画制度以外の緑地の保全、公共施設の緑化、民有地の緑化などに関する事項も含みます。そして、「1-4 緑のはたらき」でも述べたとおり、都市の緑が有する機能は多岐にわたり、それらを発揮させることによって、社会的課題の解決に貢献することが期待されています。

そこで、本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針である「第6次大府市総合計画」におけるまちづくりの課題を抽出するとともに、「1-4 緑のはたらき」を踏まえて、【緑が解決に貢献できる課題】を整理しました。

社会情勢の変化	大府市における課題
人口減少と少子高齢化	安心して出産・子育てができる環境の整備、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの推進 元気な高齢者が社会を支える側として、地域や社会の中で活躍できる仕組みづくり
技術革新と産業構造の転換	新たなテクノロジーの進捗への注目、新分野への参入支援や新事業創出への支援 関係機関、大学等との連携による健康づくり・医療・福祉分野を始めとする新産業の育成
災害リスクなどの高まり	大規模地震の発生に備えた事前の準備と発災後の円滑な復旧活動の実施 不断の災害対策、市民意識啓発の実施 市民の「体感治安」向上に向けた取組の実施
住民意識・ライフスタイルの変化	女性、若者、高齢者、外国人などの活躍の促進 多様なライフステージに応じた暮らし方や働き方を選択でき、個性と能力を十分に発揮しながら共に支えていく、社会的にも健康なまちづくりの推進
地方創生と持続可能なまちづくりの推進	自然資源、人的資源、歴史的資源の有効な活用 雇用の確保、子どもを産み育てやすい環境づくり、元気な高齢者の活躍の場づくり、良好な都市基盤整備などの総合的かつ包括的な推進
地球環境問題の深刻化	家庭などから排出されるごみのさらなる減量 市民・事業者・行政が一体となった循環型社会や低炭素社会の実現に向けた取組の強化
自主・自立の行財政運営	限られた資源の有効活用や事業の選択と集中 本市に適した広域的な連携の推進 市民・団体・事業者・地域などとの協働、民間ノウハウの活用 市民の QOL（生活の質）向上の実現

### 【緑が解決に貢献できる課題】

- ①安心して出産・子育てができる環境の整備、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの推進
- ②元気な高齢者が社会を支える側として、地域や社会の中で活躍できる仕組みづくり
- ③大規模地震の発生に備えた事前の準備と発災後の円滑な復旧活動の実施
- ④不断の災害対策、市民意識啓発の実施
- ⑤女性、若者、高齢者、外国人などの活躍の促進
- ⑥自然資源、人的資源、歴史的資源の有効な活用
- ⑦雇用の確保、子どもを産み育てやすい環境づくり、元気な高齢者の活躍の場づくり、良好な都市基盤整備などの総合的かつ包括的な推進
- ⑧市民・団体・事業者・地域などとの協働、民間ノウハウの活用
- ⑨市民の QOL（生活の質）向上の実現



## 2-3 緑の現況

### (1) 緑地（施設緑地・地域制緑地）の現況

本市の緑地の現況を示します。

緑地は、「施設緑地」と「地域制緑地」に大別されます。「施設緑地」は、主に国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得して公開する緑地のことと、「都市公園」「公共施設緑地」「民間施設緑地」に区分されます。「地域制緑地」は、一定区域の土地に対して法律や条例により土地利用を規制することで保全を図る緑地のことです。

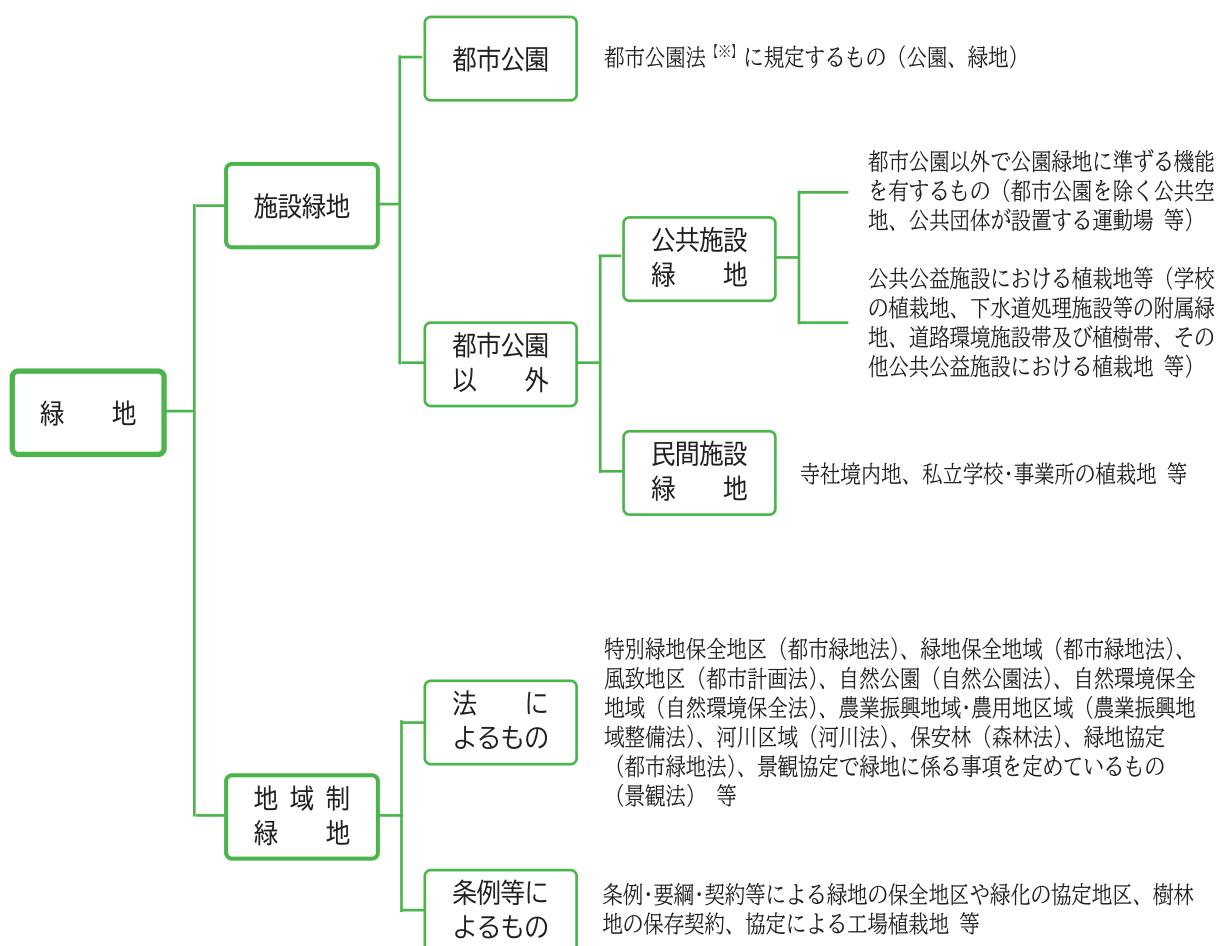


図 緑地の分類

## ① 施設緑地

施設緑地は、街区公園が50か所11.46ha、近隣公園が3か所5.45ha、総合公園が2か所21.34ha、広域公園が1か所37.40ha、特殊公園が1か所9.20ha、整備・供用されており、都市計画決定された公園の整備率は約97%となっています。なお、東海市と一体的に整備する予定であった総合公園の緑陽公園については、計画変更のため廃止を予定しています。

また、緑地が68か所15.20ha、300m<sup>2</sup>以上のちびっ子広場が16か所0.85ha、ポケットパーク<sup>[※]</sup>が12か所0.73haあります。

## ② 地域制緑地

地域制緑地は、生産緑地地区<sup>[※]</sup>が174か所19.29ha、農振農用地区域<sup>[※]</sup>が24か所1,108.18ha、地域森林計画対象民有林<sup>[※]</sup>が33か所58.15ha、保全地区<sup>[※]</sup>が13か所3.96ha、保存樹木<sup>[※]</sup>が107本指定されています。

表 緑地（施設緑地・地域制緑地）の現況

単位：面積 ha

区分		平成23年		平成31年		増減		
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
施設 緑地	住区基幹公園	街区公園	47	11.05	50	11.46	3	0.41
		近隣公園	2	3.11	3	5.45	1	2.34
	都市基幹公園	総合公園	2	20.73	2	21.34	0	0.61
	広域公園		1	37.40	1	37.40	0	0
	特殊公園		1	9.20	1	9.20	0	0
	緑地		57	13.80	68	15.20	11	1.40
	ちびっ子広場（300m <sup>2</sup> 以上）		17	0.93	16	0.85	▲1	▲0.08
	ポケットパーク（300m <sup>2</sup> 以上）		7	0.40	12	0.73	5	0.33
	小計		134	96.62	153	101.63	19	5.01
	合計		499	1,332.08	504	1,291.21	5	▲40.87
地域制 緑地	生産緑地地区 <sup>注1)</sup>		190	25.46	174	19.29	▲16	▲6.17
	農振農用地区域 <sup>注2)</sup>		24	1,158.33	24	1,108.18	0	▲50.15
	地域森林計画対象民有林 <sup>注2)</sup>		27	47.71	33	58.15	6	10.44
	保全地区		13	3.96	13	3.96	0	0
	保存樹木		111	—	107	—	▲4	0
	小計		365	1,235.46	351	1,189.58	▲14	▲45.88
	合計		499	1,332.08	504	1,291.21	5	▲40.87

注1) 生産緑地地区の平成31年の箇所数及び面積は、平成30年の値です。

注2) 農振農用地区域、地域森林計画対象民有林の平成31年の箇所数及び面積は、平成27年の値です。

資料：国土数値情報、都市計画基礎調査、緑花公園課資料

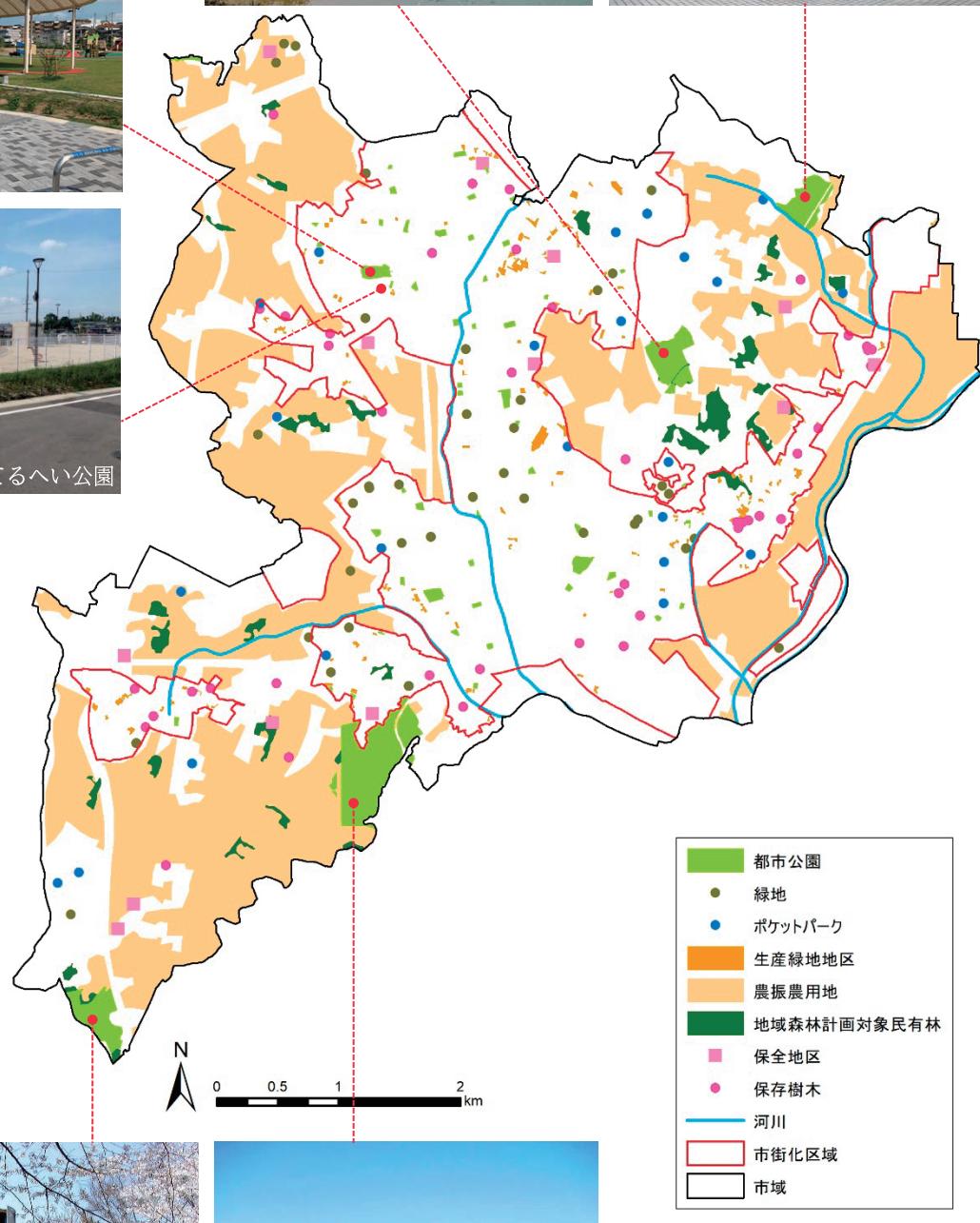


図 緑地の現況図（写真は主な緑地と新たに整備された緑地）

資料：国土数値情報（平成 27 年度）、都市計画基礎調査（平成 30 年度）、緑花公園課資料

### ③ 都市公園の誘致圏（徒歩圏）

市内の都市公園などは 90 か所 96.61ha であり、市民一人当たりの都市公園などの面積は 10.42m<sup>2</sup>/人（人口 92,710 人（R2.2 末））と、都市公園などの整備水準は国の定める標準値を概ね満たしています。

一方、市街化区域内での都市公園の配置には偏りがあり、誘致圏（徒歩圏）に含まれない空白地が残っています。

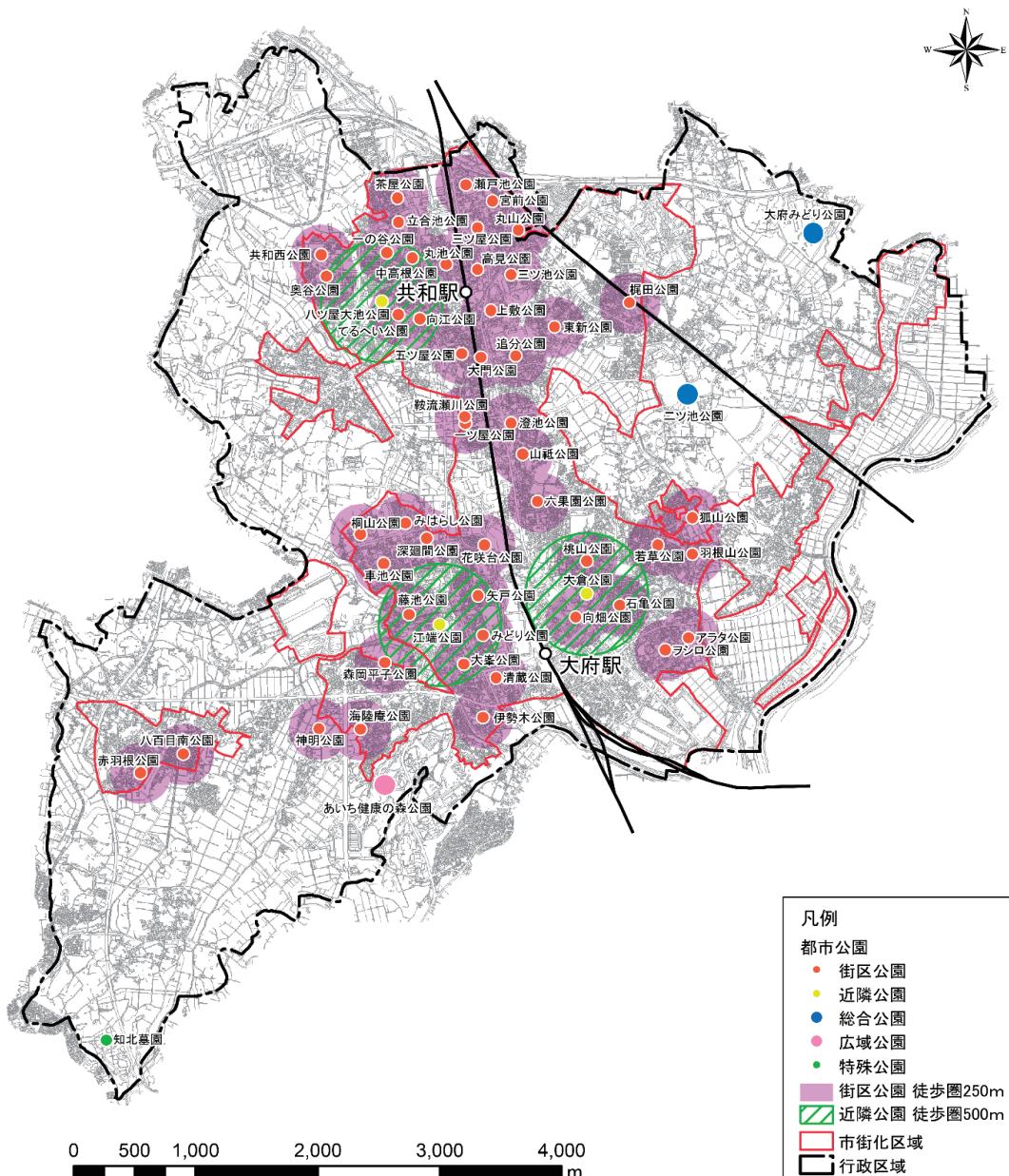


図 都市公園の誘致圏（徒歩圏）図

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

## (2) 緑道の整備状況及びウォーキングコースの分布状況

本市では、生活習慣病の改善や認知症の予防など、健康の維持・増進に資するウォーキングの取組や河川管理用通路などを活用した緑道整備を積極的に進めています。

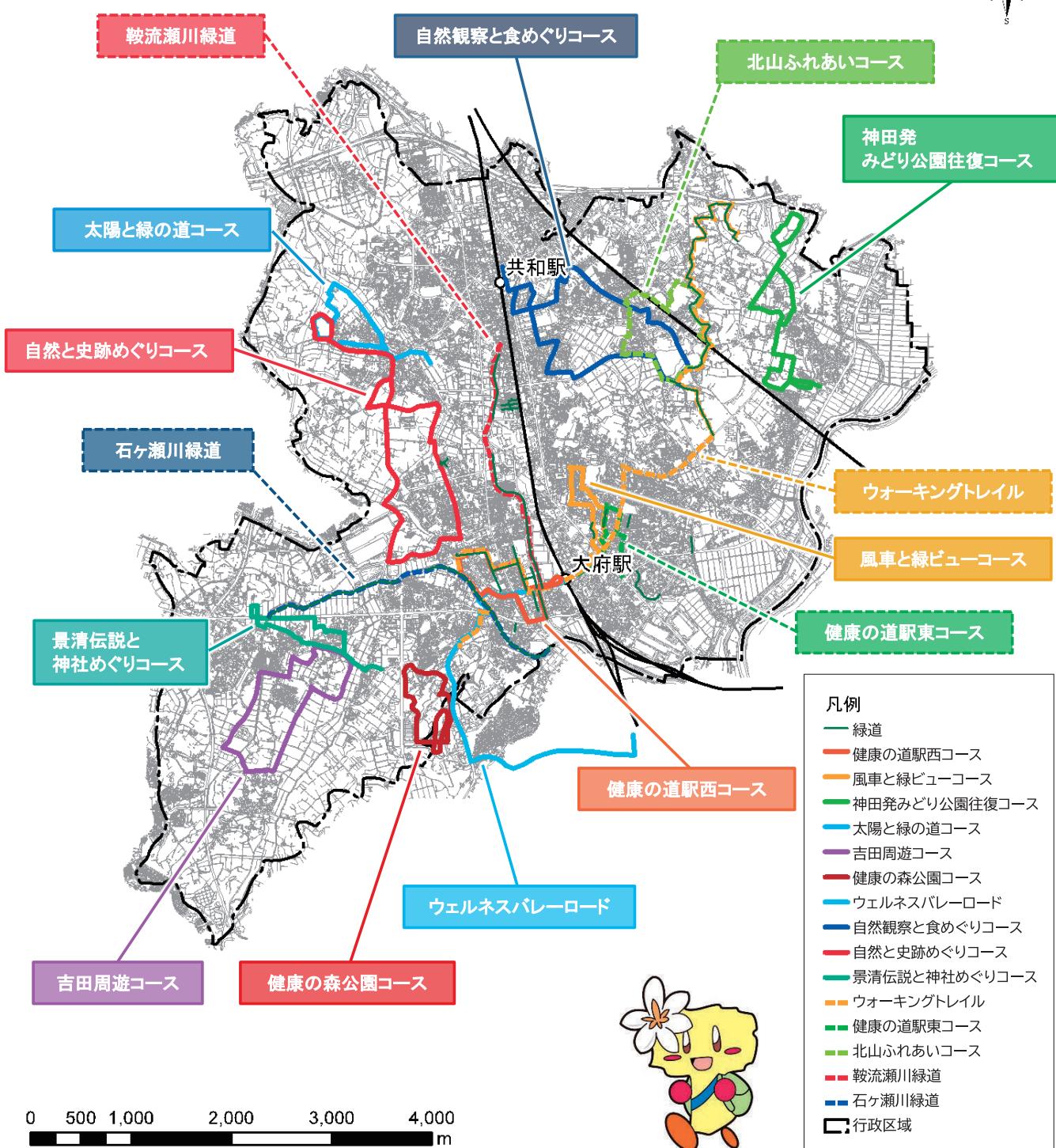
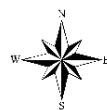


図 緑道の整備状況及びウォーキングコースの分布状況

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

### (3) その他地域資源の分布状況

本市の代表的な地域資源としては、大府市産業文化まつり、大倉公園つつじまつりなどが挙げられ、市民の交流の場として定着しています。また、広域公園であるあいち健康の森公園が市南部に整備され、周辺にはげんきの郷などの施設があり、多くの人が訪れています。

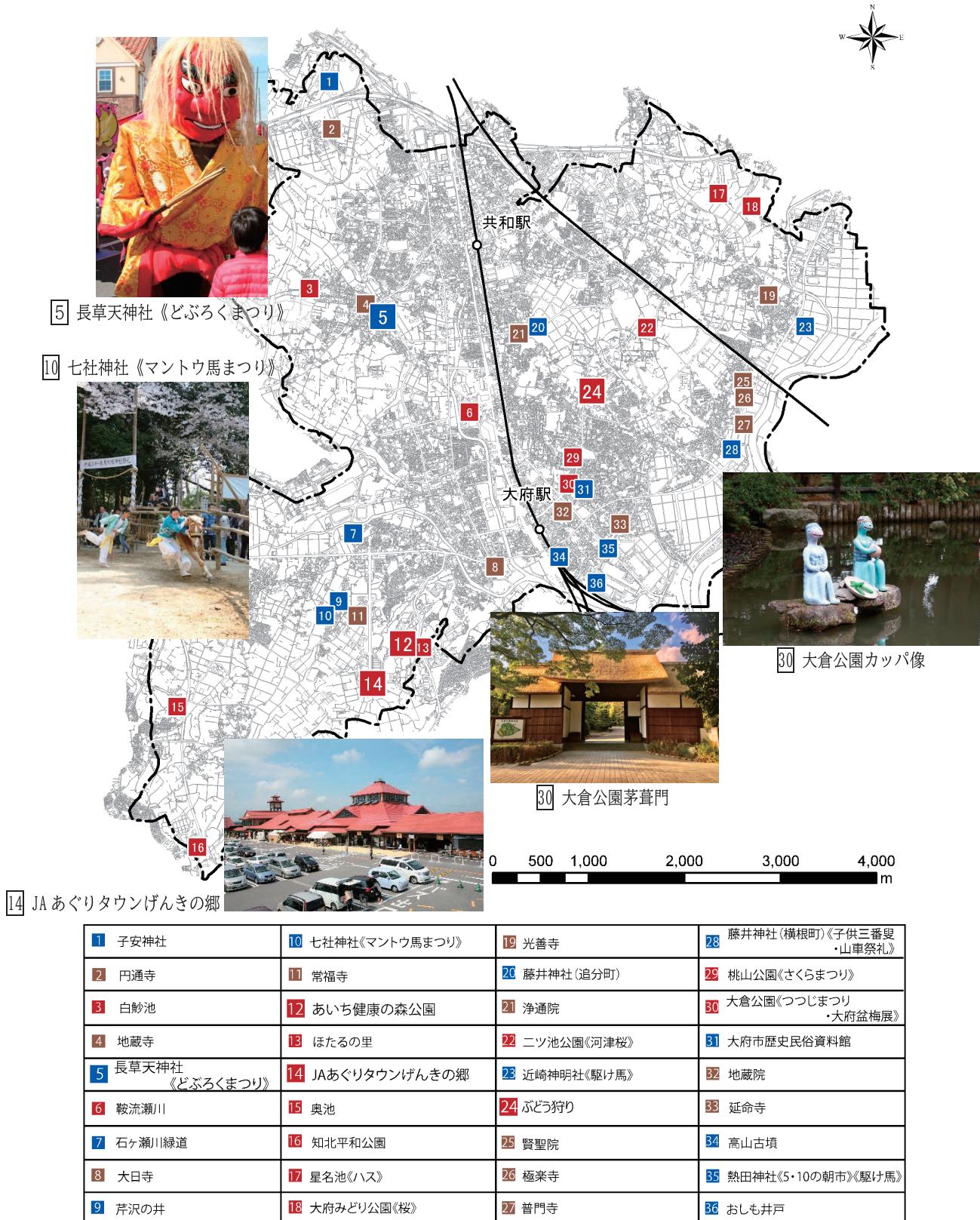


図 地域資源の分布状況（出典：大府観光ガイド（大府市資料））

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

## (4) 機能別評価図

### ① 環境面

市街化調整区域の大部分は耕作地となっており、市域東部の境川、市域西部の知多半島道路の周辺にはまとまった農地が広がっています。二ツ池公園、あいち健康の森公園周辺には、落葉広葉樹の二次林がみられます。また、竹林も広く点在しており、特に長草地区、北崎地区に多くみられます。

広大な農地はカモ類（マガモ属）の採食適地に、樹林地はオオタカの生息適地になっているなど、愛知県における生態系ネットワーク形成の指標にとって貴重な環境となっています。

市街化区域内に樹林地は少なく、残されている自然的土地利用も減少傾向にあります。

工業用地（工場）では、地域の生活環境との調和が図られるよう、工場立地法に基づく緑化が行われています。

本市及び西三河地域における生物多様性の保全にあたり、市街化調整区域に広がる農地の保全を図るとともに、中小河川や街路樹等によって、市街化区域内に残る樹林地とのつながりを確保し、ネットワーク化を図ることで、生物の生息環境の保全、気象の安定等の機能を高めていくことが重要です。

本市は河川やため池といった水辺環境に恵まれており、健全な水循環を育む樹林地や農地の保全を図るとともに、河川管理用通路を利用した緑道整備やため池を活用した公園整備など、水辺に親しめる環境整備を行っています。

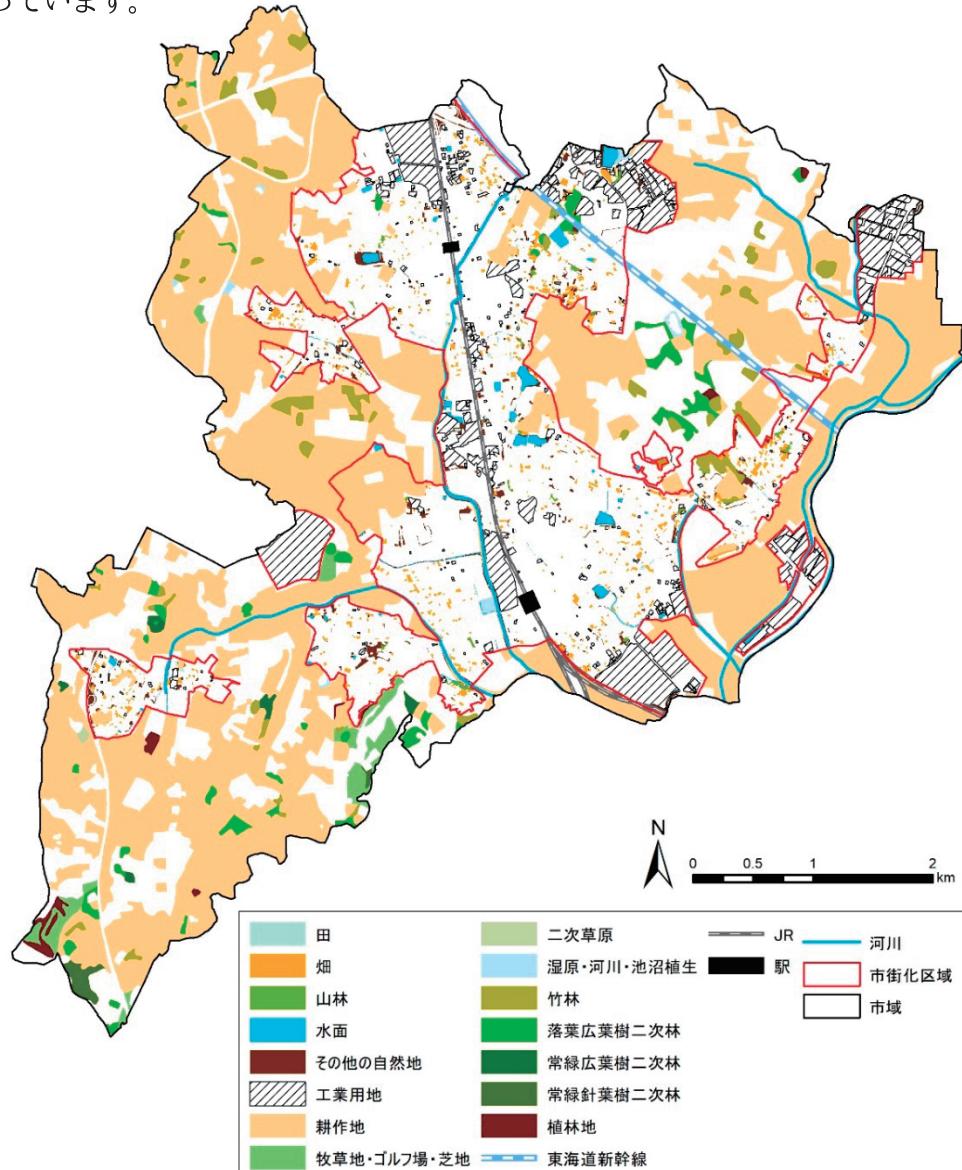


図 機能別評価図（環境面）

資料：自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）、都市計画基礎調査（平成30年度）、緑花公園課資料

## ② 社会面（安全・安心の確保）

北崎自治区、横根自治区、大府自治区の沖積地には、境川に沿って浸水想定区域に指定されているエリアがあります。

本市では、大府みどり公園と江端公園、学校グラウンド等が震火災避難広場に指定されています。

都市的土地区域が進む中、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。浸水想定区域に指定されている地域では遊水機能を持つ農地の保全、延焼危険度の高い地域では緑とオープンスペースの確保を進めることが重要です。

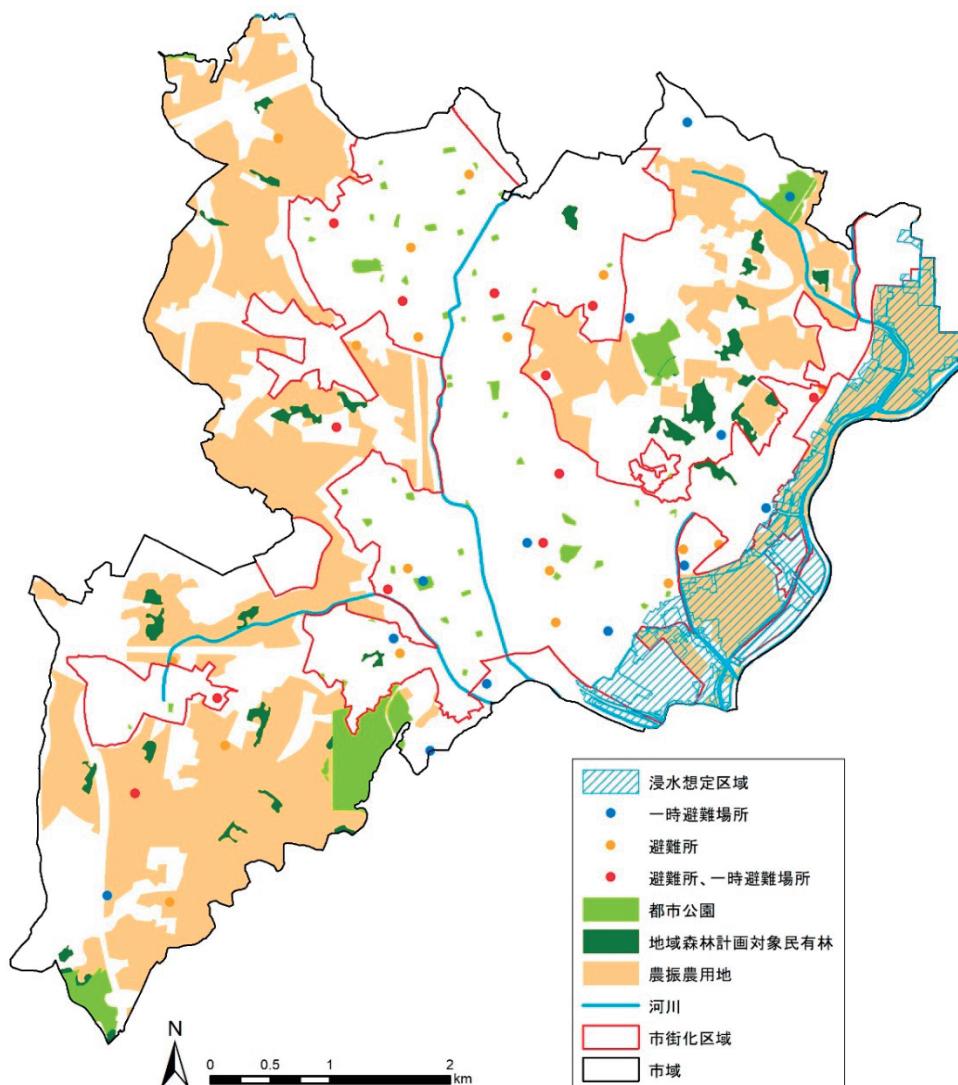


図 機能別評価図（社会面：安全・安心の確保）

資料：自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）、都市計画基礎調査（平成30年度）、緑花公園課資料

### ③ 社会面（健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成）

市街化区域を中心に都市公園等が整備されていますが、都市公園の誘致圏（徒歩圏）（P21 都市公園の誘致圏（徒歩圏）図）を見ると偏在がみられます。その他、グラウンドや多目的広場、ゲートボール場といった野外レクリエーション施設は市内に広く分布しており、市全域のレクリエーション需要に対応しています。

生活習慣病の改善や認知症の予防など、健康の維持・増進に向けて、河川管理用通路などを利用した緑道整備やウォーキングコースの設定（P22 緑道の整備状況及びウォーキングコースの分布状況）がされています。

身近なレクリエーション空間である都市公園（住区基幹公園）が偏在しており、適切な配置の推進が必要です。

都市公園等の他に緑道やウォーキングコースも整備されており、これらの資源を一体的に活用していくことで、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成につなげていくことが重要です。

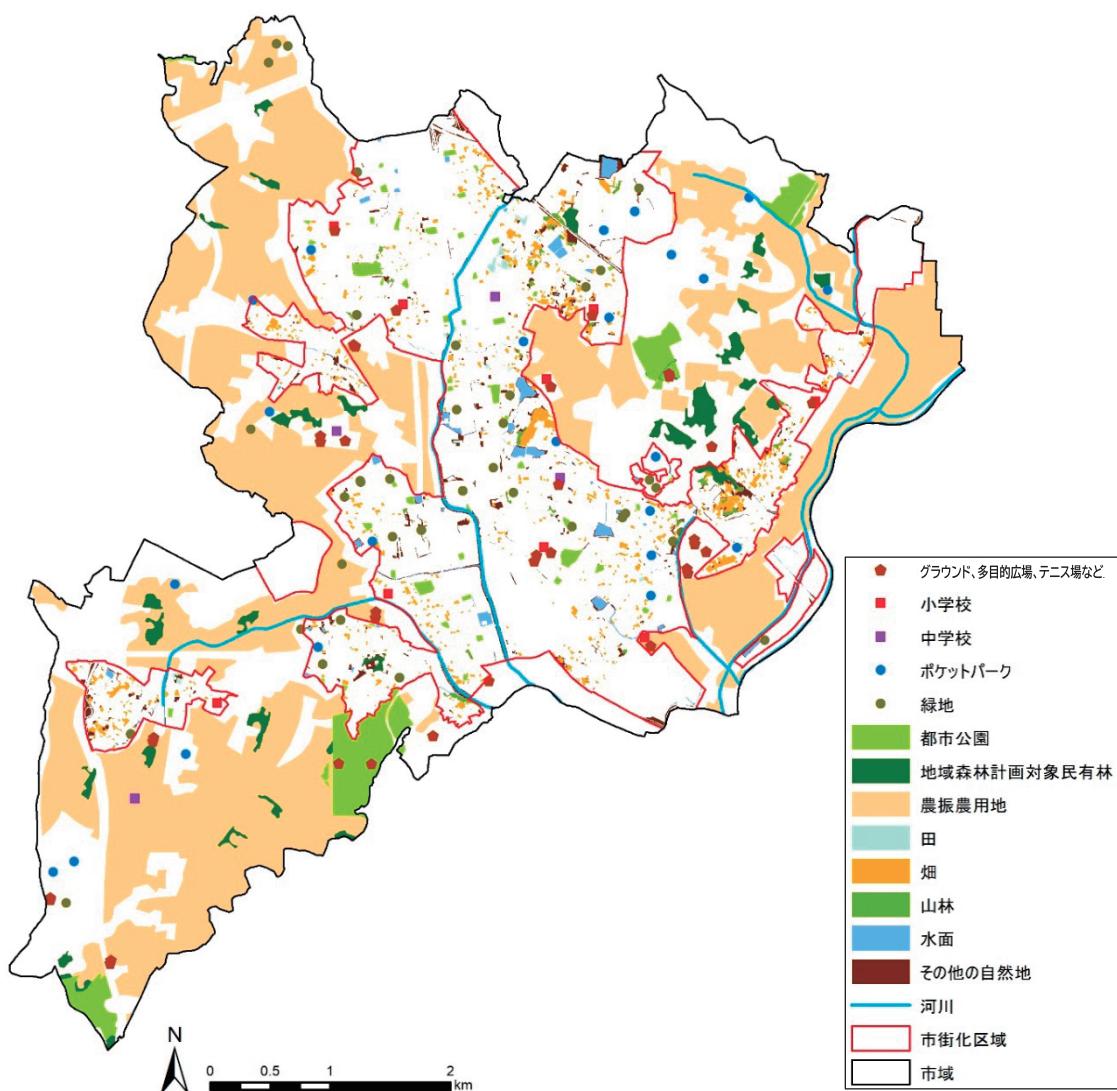


図 機能別評価図（社会面：健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成）

資料：自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）、都市計画基礎調査（平成30年度）、緑花公園課資料

## ④ 経済面

市内には歴史的・文化的資源（神社・民俗・寺など）が広く点在しており、また、桃山公園や一の谷公園をはじめとする7か所が主要な眺望点に指定されています。これらは地域の魅力向上、そして、地域経済や活力の維持につながることが期待されます。

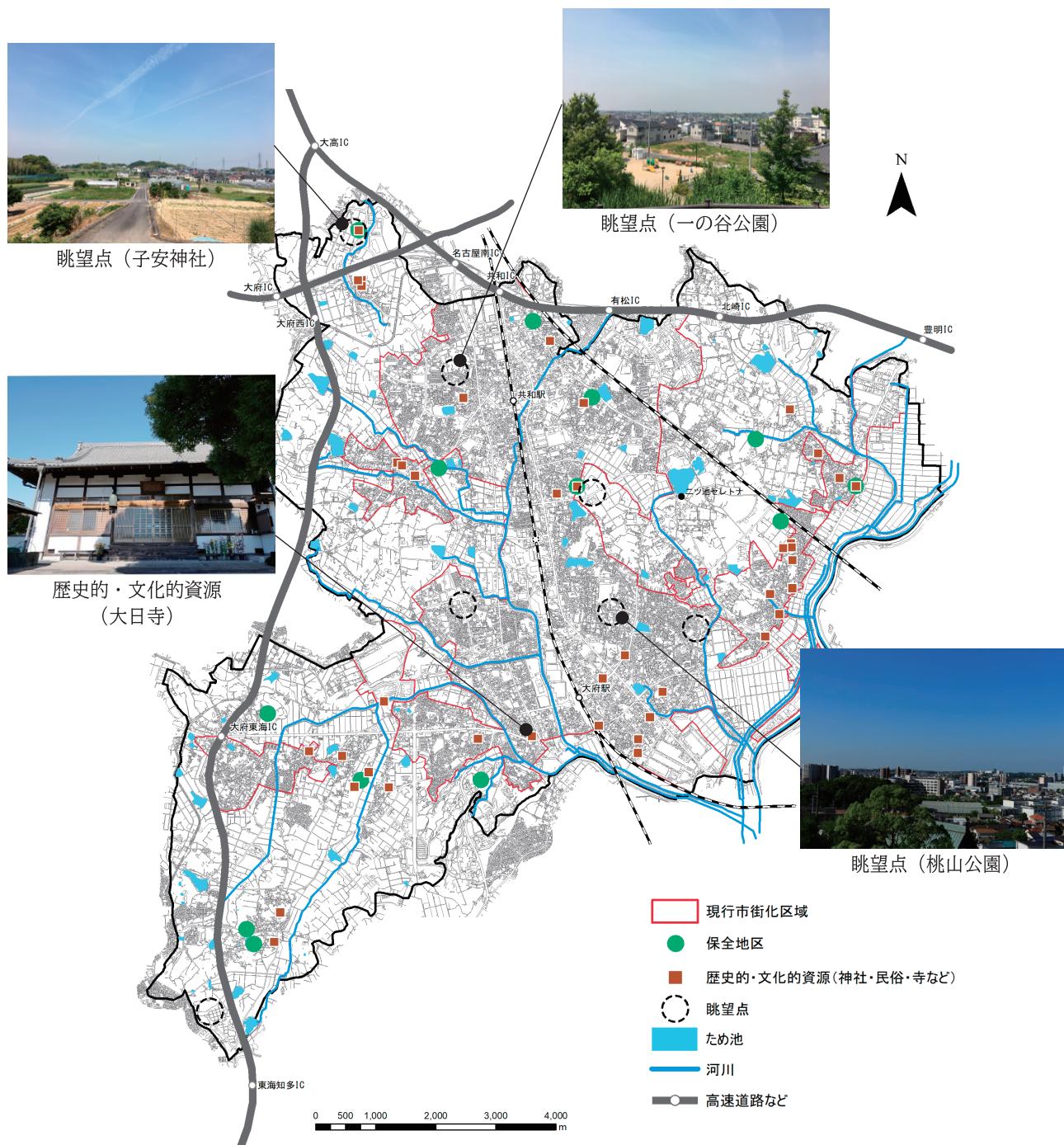


図 機能別評価図（経済面）

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

## 2-4 緑に関する市民意識

### (1) 平成 30 年度市民意識調査報告書

本市では、市民が日頃の生活の中で感じていることや取り組んでいる活動、地域社会との関わり、また、行政サービスの満足度などについて、広くご意見を伺い、今後の市政運営に反映することを目的に市民意識調査を実施しています。

平成 30 年 8 月から 9 月にかけて実施した平成 30 年度市民意識調査の報告書から、緑に関する内容を抜粋・整理しました。

#### ① 大府市の自慢できるものや誇れるもの

大府市の自慢できるものや誇れるものについて、最も回答割合が高かったのは「農作物」であり、次いで「公園」となっていました。

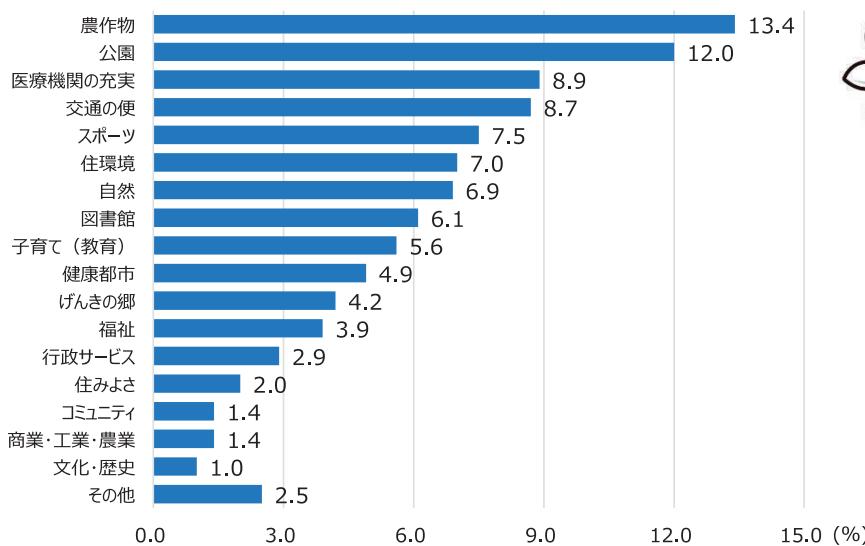


図 大府市の自慢できるものや誇れるもの（回答者数：474 人）

資料：平成 30 年度市民意識調査報告書

#### ② 水や緑などの自然の多さ（満足度及び重要度）

水や緑などの自然の多さについて、「満足」「おおむね満足」を合わせて、満足と感じている市民の割合は 62.5% です。また、「力を入れて欲しい」「できれば力を入れて欲しい」を合わせて、力を入れて欲しいと感じている市民の割合は 56.0% です。

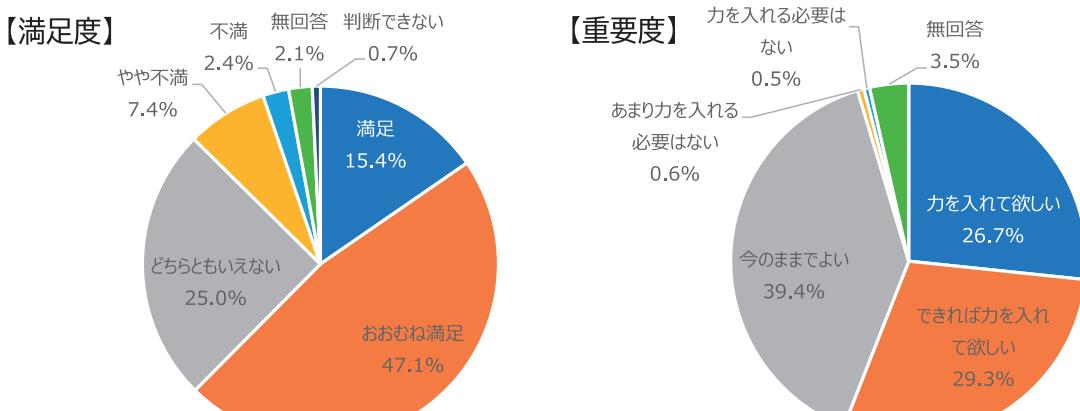


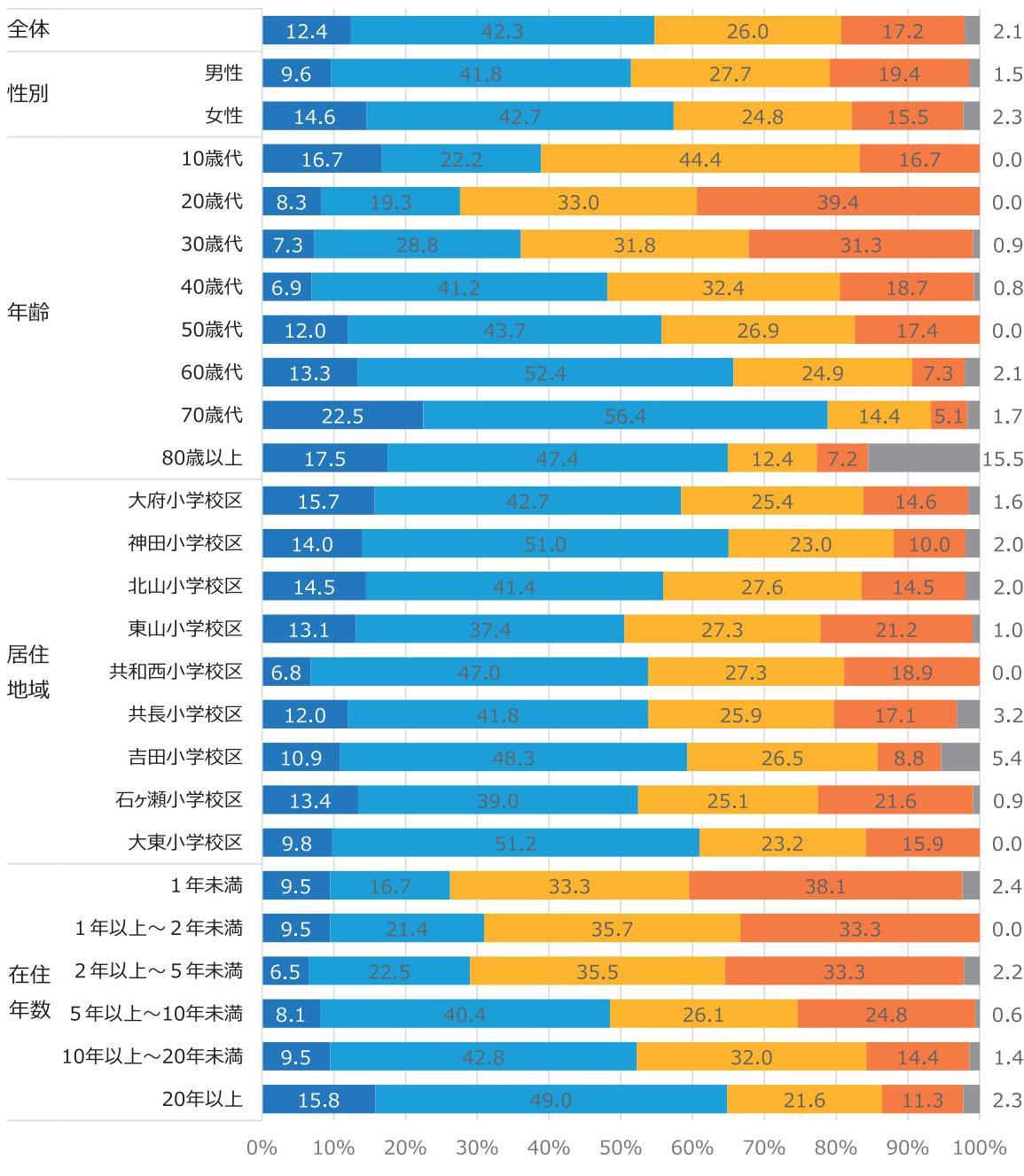
図 水や緑などの自然の多さについて（左：満足度、右：重要度）（回答者数：1,358 人）

資料：平成 30 年度市民意識調査報告書

### ③ 緑を植えたり、守ることに取り組むこと

緑を植えたり、守ることについて、「積極的に取り組んでいる」「ある程度は取り組んでいる」を合わせた「取り組んでいる」が 54.7%、「ほとんど取り組んでいない」「全く取り組んでいない」を合わせた「取り組んでいない」が 43.2%です。

性別、年齢別、居住地域別、在住年数別にみると、10 歳代～40 歳代の若い世代や働き盛り世代、在住年数 5 年未満の方で、「取り組んでいない」の回答割合が高くなっています。



■ 積極的に取り組んでいる ■ ある程度は取り組んでいる ■ ほとんど取り組んでいない ■ 全く取り組んでいない ■ 無回答

図 緑を植えたり、守ることに取り組むこと（全体及びクロス集計）（回答者数：1,358 人）

資料：平成 30 年度市民意識調査報告書

## (2) 第3次大府市環境基本計画策定のための市民アンケート調査結果

令和元年度に実施した第3次大府市環境基本計画策定のための市民アンケート調査結果から、緑に関する内容を抜粋・整理しました。

### ① 緑花政策に対する満足度と重要度

緑花政策に対する満足度を見ると、「満足」と「やや満足」を合わせて、「緑地の保全や緑化の推進」は44.4%、「農地の保全や地産地消の推進」は35.0%、「河川や池沼などの水辺空間の保全や親水空間の創出」は23.3%、「生物多様性の保全、生きものの生育場所の保全・創出」は21.3%となっています。

一方、重要度を見ると、「重要」と「やや重要」を合わせて、それぞれ、75.6%、68.0%、66.0%、59.8%となっており、重要度と満足度のギャップを見ると、「河川や池沼などの水辺空間の保全や親水空間の創出」や「生物多様性の保全、生きものの生育場所の保全・創出」が高くなっています。

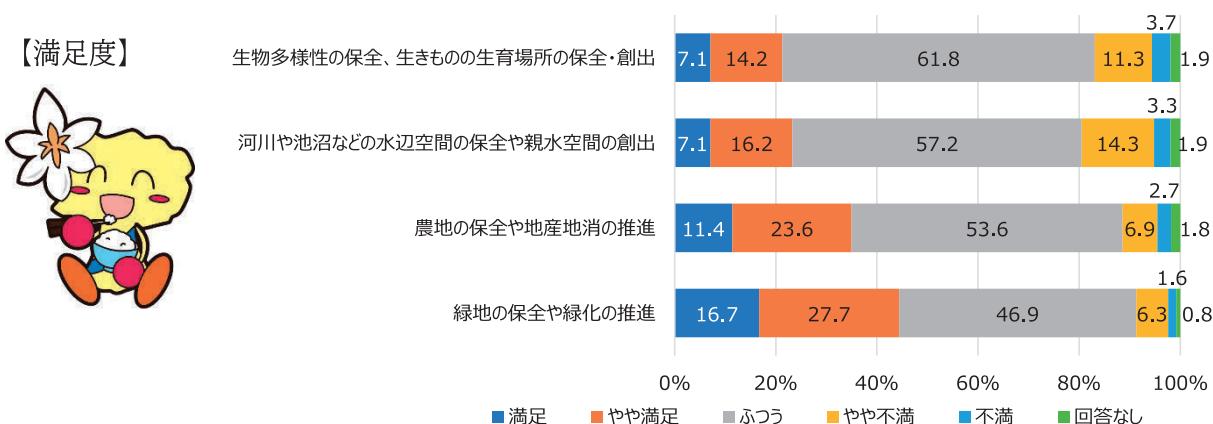


図 緑花政策に対する満足度（回答者数：900人）

資料：第3次大府市環境基本計画策定のための市民アンケート調査結果

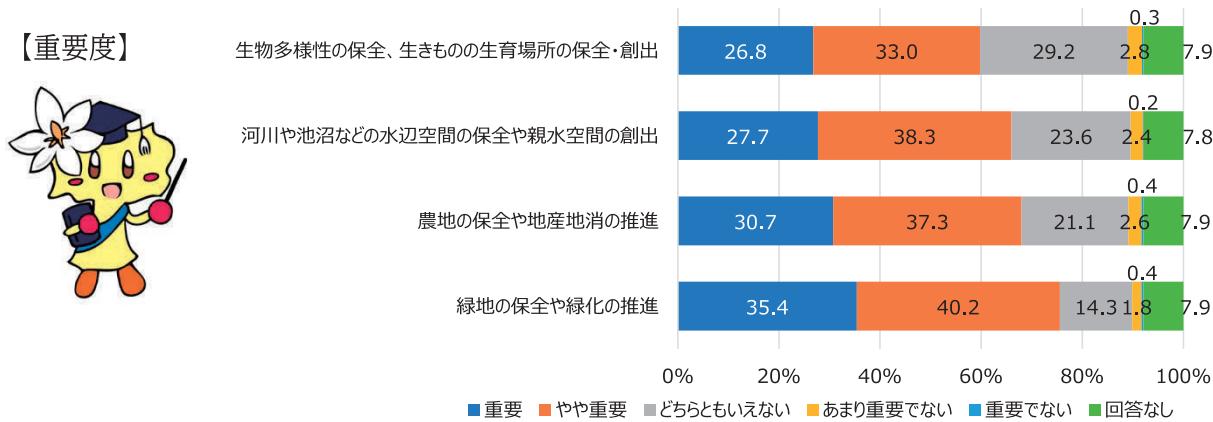


図 緑花政策に対する重要度（回答者数：900人）

資料：第3次大府市環境基本計画策定のための市民アンケート調査結果

## ② 環境に関して具体的に取り組んでいること（緑花関係）

環境に関して具体的に取り組んでいることについて、すでに取り組んでいる取組としては、「自宅の庭や軒先などの緑化や花壇」が48.8%、「地域で採れる旬の農作物の地産地消」が41.2%と高くなっています。

一方、「取り組んでいないが、今後取り組みたい」取組としては、「身近な緑や水、生き物などとのふれあい」が43.4%と最も高くなっています。

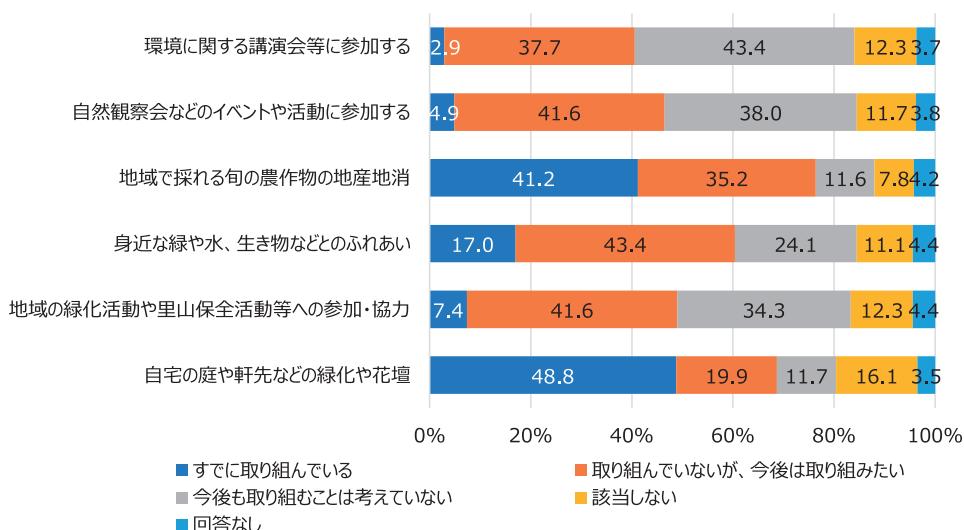


図 環境に関して具体的に取り組んでいること（緑花関係）（回答者数：900人）

資料：第3次大府市環境基本計画策定のための市民アンケート調査結果



緑化活動



地産地消（KURUTO おおぶ）



地域農産物（木の山いも）

## 2-5 緑花政策の課題

「2-1 大府市の概況」から「2-4 緑に関する市民意識」までを踏まえて、本市の緑花政策の今後の課題を以下のとおりに整理しました。また、課題から本計画策定の方向性を整理しました。

2-1 大府市の概況  
2-3 緑の現況

2-2 大府市のまちづくりの課題  
2-4 緑に関する市民意識

### 【緑花政策の課題】

#### 課題① 緑の多様な機能の発揮による「サスティナブル健康都市おおぶ」の実現

豊かな緑は健康な人やまちを育むという考えの下、緑の多様な機能に着目し、緑によって「サスティナブル健康都市おおぶ」の実現を目指すことが重要です。

#### 課題② 市街地を取り巻くまとまりのある緑の保全

都市化の進行に伴って身近な緑が減少傾向にあり、市街地を取り巻く農地、樹林地、ため池などの豊かな緑を保全する必要があります。

#### 課題③ 市民ニーズを踏まえた都市公園等の整備

多様化する公園利用に対応するため、市民ニーズを踏まえた公園・緑地の確保や再整備、安心・安全に利用できる環境づくりに取り組む必要があります。

#### 課題④ 大府らしさ（水辺や緑とのふれあい×健康づくり）を高める環境づくり

健康志向の高まりも背景に、水辺や緑に親しみながら、身近な場所で健康づくりに取り組める環境を整備する必要があります。

#### 課題⑤ 生物多様性保全に向けた水と緑のネットワークづくり

生物多様性確保の観点から、水と緑のネットワーク形成に取り組むことが重要です。

#### 課題⑥ ターゲットを明確にした緑化推進等のアプローチの強化

若い世代や働き盛り世代、在住年数の短い市民に対するアプローチを強化し、市内の緑を増やし、緑を守る市民活動を促進する必要があります。

#### 課題⑦ 緑に関する情報の発信の充実

市の取組や緑に関する様々な情報の提供を充実させる必要があります。

### 【計画策定の方向性】

#### 方向性① 都市緑地計画の新たな視点の反映

(QOL の向上、地域が抱える社会問題の解決) (課題①)

#### 方向性② 持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献

(課題①)

#### 方向性③ 緑を守る／増やす（つなげる）／育む視点の継承

(課題②③⑥)

#### 方向性④ 緑を活かす視点の追加

(課題①④)

#### 方向性⑤ 生物多様性の保全への配慮

(課題⑤)

#### 方向性⑥ 計画の着実な推進と進行管理の仕組みづくり

(課題⑦)



---

## 第3章

# 目指すべき緑の姿

---

3-1 基本理念

3-2 キャッチフレーズ

3-3 緑の将来計画イメージ

3-4 基本目標

3-5 基本目標とまちづくりの課題／SDGsとの関係

3-6 計画目標（指標及び目標値）

## 3-1 基本理念

「緑の基本計画」は、市政運営の総合的かつ長期的な指針である総合計画の基本構想に即すものです。 「第6次大府市総合計画」の将来都市像を踏まえるとともに、9つのまちづくりの政策目標のうち、特に緑花分野における個別計画として、将来像の実現に寄与するものです。

「第6次大府市総合計画」の緑花分野である、政策目標6「快適で便利な都市空間が整うまち」、施策4「緑花、親水施設の整備による潤いある都市空間の創出」が目指す本市の姿を、本計画の基本理念とします。

### 【基本理念】

市民と行政が一体となり、公園や緑地、緑道などの水と緑の空間創出とため池、農地、樹林地などの自然と景観の保全が行われ、市民の憩いの空間が整備されたまちになっています。

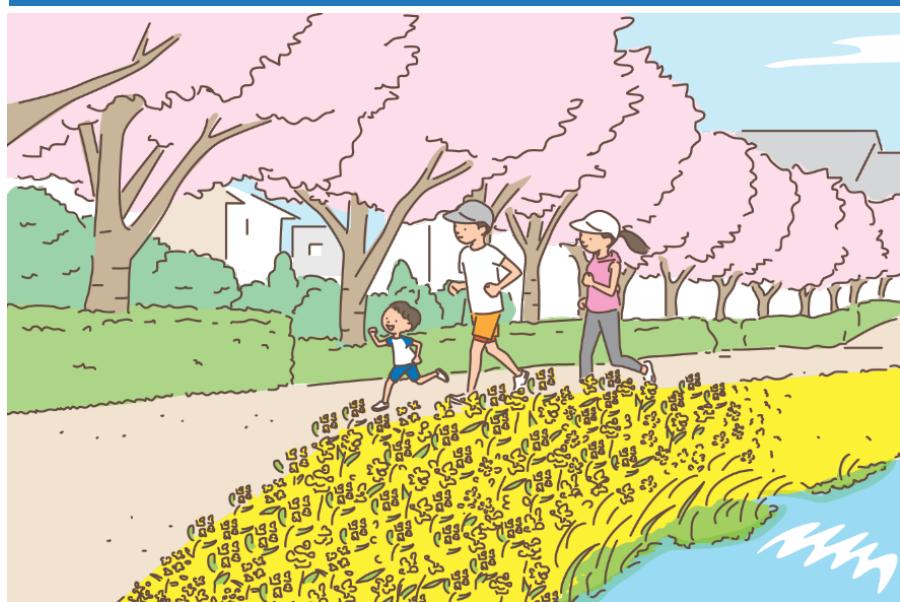
## 3-2 キャッチフレーズ

国は、少子高齢化や人口減少等の都市を取り巻く社会状況の大きな変化を踏まえ、緑が持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行するための基本的な考え方を示しました。

本市は、『育てよう 緑あふれる 健やかなまち』をキャッチフレーズとして、多くの恩恵を与えてくれる緑を守り、増やしつなげる、そして、市民・事業者・行政の協働によってみんなで育むことにより、緑豊かで人もまちも健康である“健やかなまち”を目指してきました。

本計画では、国の基本的な考え方を踏まえ、地域が抱える社会問題の解決や一人ひとりのQOL（生活の質）の向上に緑が持つ多機能性を活かすことにより、暮らしを包み込む“水”や“風”、そして、“まち”がより豊かで健やかなものになるよう、「活かす緑 “水” “風” “まち”」をキャッチフレーズとします。

### 活かす緑 “水” “風” “まち”



## 3-3 緑の将来計画イメージ

### (1) 将来都市構造図

「第4次大府都市計画マスターplan」では、将来都市像「まちの心地よさを五感で感じられ、いつまでも住み続けたいと思える健康都市」の実現に向けて、本市が将来目指す都市の姿として、以下に示す将来都市構造図が掲げられています。

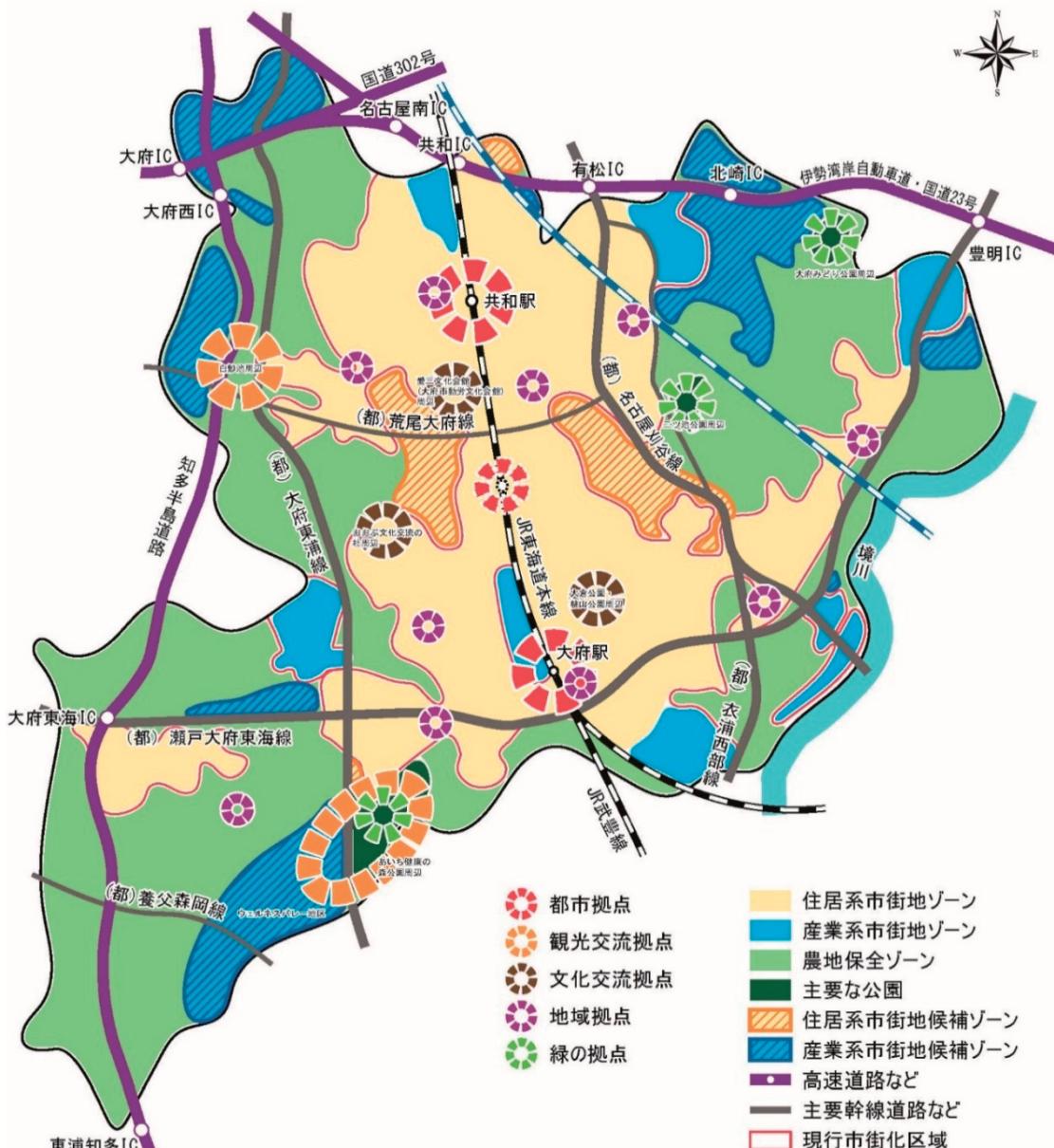


図 将来都市構造図

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

#### 【緑の拠点】

環境にやさしく、地域の個性や魅力が輝く『快適都市』の実現に向け、市民がより一層身近な緑に親しむことができるようとするため、まとった緑が確保された主要な公園の利用増進を図ります。

#### 【農地保全ゾーン】

市街化調整区域に広がる農地や点在する居住地では、優良な農地を保全するとともに、居住地の生活環境や営農環境を維持します。

## (2) 緑の将来計画イメージ

「2-3 緑の現況」のうち、本市の緑の環境面／社会面／経済面での機能別評価結果を基に、「(1) 将来都市構造図」を踏まえつつ、緑の将来計画イメージを設定しました。

将来都市構造図で緑の拠点としているあいち健康の森公園周辺、二ツ池公園周辺、大府みどり公園周辺に、生物多様性の観点からも豊かな植生が残る知北平和公園周辺、桃山公園及び大倉公園周辺を加えた5か所を【緑の中核】として位置付けます。

市域西部に広がる農地は、生物多様性の保全や都市と調和した農業の振興の観点から【農地保全エリア】として設定します。また、市域東部の境川周辺の農地は、浸水想定区域と重複するため、災害時の安全・安心の確保の観点から【農地保全エリア】として設定します。

市域中央部を南北に流れる鞍流瀬川と東西に流れる石ヶ瀬川及びその緑道を主軸、市域に満遍なく設定されている各ウォーキングコースを副軸とし、緑の中核や都市公園・緑地をつなぐように【水と緑のネットワーク】を設定します。

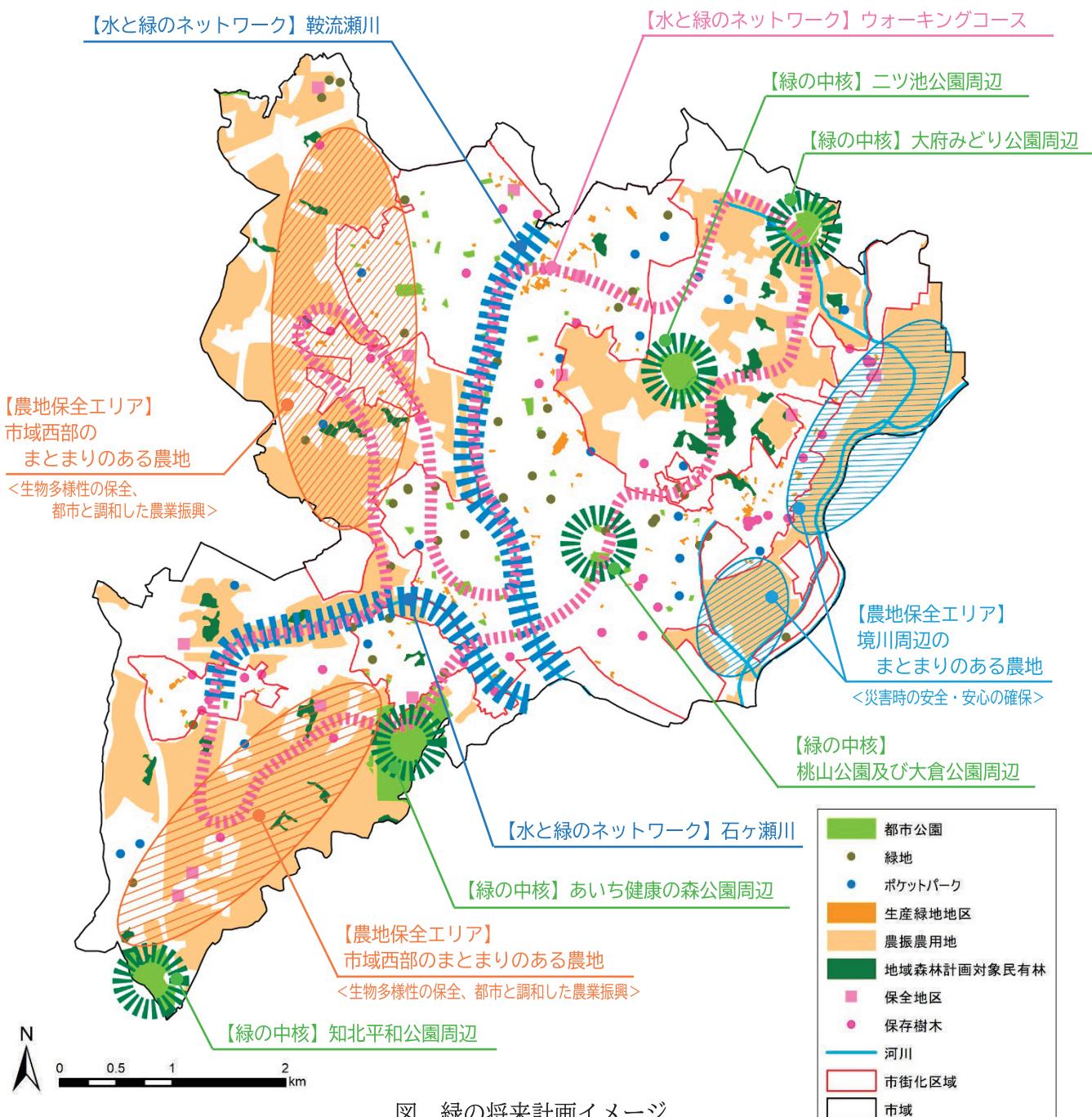


図 緑の将来計画イメージ

## 3-4 基本目標

基本理念及びキャッチフレーズを基に、以下の4つの基本目標を設定します。

計画策定の方向性（P32）に示すとおり、従来から取り組んでいる緑を「守る」「増やす（つなげる）」「育む」視点を継承するとともに、新たに「活かす」視点を追加します。

### 基本目標 1 大府らしさが感じられる緑を守る

本市の市街化区域はJR東海道本線に沿ってまとまっており、その外縁部にはまとまりのある農地が広がっています。そして、その中には多くのため池が点在し、二ツ池周辺や知多半島道路沿いには樹林地も残されており、都市環境と自然環境の調和が図られています。

人口・世帯数とともに増加傾向にある中、自然環境は減少を続けており、潤いある都市環境を創出するため、農地や樹林地、ため池といった大府らしさが感じられる緑の適切な保全に努めます。

### 基本目標 2 身近な緑を増やし、つなげる

本市における市民一人当たりの都市公園などの面積は約 $10.42m^2/人$ であり、水と緑を活かした公園も多く、市民の公園に対する満足度も高くなっています。公園の利用に関するニーズが多様化する中、様々な生活様式に対応した新規公園の整備や既存公園の再整備に取り組みます。

緑化支援制度によって民有地緑化を推進するとともに、公共施設においても緑化基金を活用することなどにより、市民・事業者との協働による緑化を推進します。

心と体、そしてまちの健康づくりの視点から、緑道の整備やウォーキングコース沿いの緑化を推進することで、人だけでなく、生き物の生息・移動空間となる水と緑のネットワークを形成します。

### 基本目標 3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む

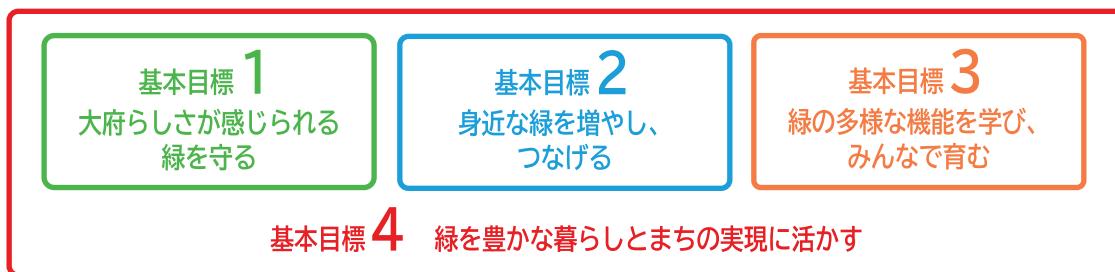
緑を守り、増やし、つなげていくためには、それを支える人づくりが重要です。市民や事業者が主体的に緑の保全・創出に関わっていただけるよう、身近に緑や水辺に親しめる環境の創造や緑の多様な機能を学べる機会を設けるとともに、協働による活動を広げます。

### 基本目標 4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

緑の保全や創出といった緑の量的充実だけでなく、環境負荷の軽減やQOL（生活の質）の向上、地域活力の維持・増進など、豊かな暮らしの実現に緑を活かします。

豊かな緑は健康な人やまちを育むという考え方の下、緑を活用した健康づくりによる健康都市の実現に取り組みます。

【基本目標の関係図】



## 3-5 基本目標とまちづくりの課題／SDGsとの関係

本計画では、「1-2 都市の緑に関する社会の動向」を踏まえ、緑の多様な機能・役割を最大限発揮させることが、本市のまちづくりの課題の解決につながり、その結果本市がめざす「サステイナブル健康都市おおぶ」の実現に近づき、そして持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを目指します。

「3-4 基本目標」で示したとおり、本計画で設定する4つの基本目標は、基本目標1～3を包括する形で基本目標4があり、基本目標4はまちづくりの課題解決やSDGs達成に直接的につながる目標です。

そこで、基本目標4と、「2-2 大府市のまちづくりの課題」及びSDGsの17のゴールのつながりを示します。本計画の推進によってまちづくりの課題解決が図られ、ひいてはSDGs達成に貢献することになります。

なお、基本目標4は、「1-4 緑のはたらき」を踏まえ、以下の4つの施策方針を設定し、具体的な施策を位置付けることとします。

注) 施策方針の下にある課題は、P17の「緑が解決に貢献できる課題」です。

### 基本目標4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

#### 施策方針(1) 都市環境の保全

- ⑥自然資源、人的資源、歴史的資源の有効な活用



#### 施策方針(2) 安全・安心の確保

- ③大規模地震の発生に備えた事前の準備と発災後の円滑な復旧活動の実施
- ④不断の災害対策、市民意識啓発の実施



#### 施策方針(3) 健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成

- ①安心して出産・子育てができる環境の整備、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの推進
- ②元気な高齢者が社会を支える側として、地域や社会の中で活躍できる仕組みづくり
- ⑤女性、若者、高齢者、外国人などの活躍の促進
- ⑦雇用の確保、子どもを産み育てやすい環境づくり、元気な高齢者の活躍の場づくり、良好な都市基盤整備などの総合的かつ包括的な推進
- ⑧市民・団体・事業者・地域などとの協働、民間ノウハウの活用



#### 施策方針(4) 緑のポテンシャルの活用

- ⑥自然資源、人的資源、歴史的資源の有効な活用
- ⑦雇用の確保、子どもを産み育てやすい環境づくり、元気な高齢者の活躍の場づくり、良好な都市基盤整備などの総合的かつ包括的な推進
- ⑧市民・団体・事業者・地域などとの協働、民間ノウハウの活用



## 3-6 計画目標（指標及び目標値）

「緑の基本計画」には「緑地の保全及び緑化の目標」を必ず定めることとされており、現行計画では「水や緑などの自然の多さに満足している市民の割合」「アダプトプログラムで緑を増やしたり、緑を守る活動をしている団体数」「民有地緑化制度を活用した植栽本数（10年間の累計本数）」「公園面積」を計画目標としていました。

本計画では、計画策定の方向性（P32）に示すとおり、計画の適切な進行管理による着実な推進を図る観点から、4つの基本目標につながる計画目標を設定することとします。また、上位計画である「第6次大府市総合計画」とも整合を図ることで、適切な進行管理を図ることとします。

計画目標（指標）	現状値	目標値
<b>【基本目標1】大府らしさが感じられる緑を守る</b>		
自然的土地利用の面積	1,037ha	現状維持
<b>【基本目標2】身近な緑を増やし、つなげる</b>		
都市公園などの面積 <sup>注)</sup>	96.6ha	100ha
緑道延長	18,695m	21,000m
民有地緑化制度を活用した植栽本数	—	22,000本
<b>【基本目標3】緑の多様な機能を学び、みんなで育む</b>		
自然観察会などの学習機会・イベントの年間参加者数	3,900人	5,000人
<b>【基本目標4】緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす</b>		
「水辺や緑と親しめる空間の整備に満足している」市民の割合	49.4%	60%

注) 本市の人口は今後も緩やかな増加傾向が続くと考えられ、目標年度である令和12（2030）年度における将来人口を10万人と推計しています。人口の増加に伴い、市民一人当たりの都市公園などの面積は減少する計算になりますが、都市公園などの計画的な整備により10m<sup>2</sup>/人（100ha/10万人）は確保する考えです。

### 【参考：第6次大府市総合計画における緑花政策の指標】

	現状値	目標値
都市公園などの面積	96.6ha	100ha
緑道延長	18,695m	21,000m
「水辺や緑と親しめる空間の整備に満足している」市民の割合	49.4%	60%

【参考：第4次大府市都市計画マスターplanにおける公園・緑地の整備方針】

**<公園の整備方針>**

- 土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区において、計画的に公園の整備・保全を行います。
- 公園の計画段階から地域住民が参加し、地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた、地域住民との協働による整備を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園施設のユニバーサルデザイン<sup>【※】</sup>化や災害時の避難者の安全確保など防災機能を備え、誰もが安心して利用できる公園整備を推進します。また、死角をなくして見通しを確保するなど、防犯の観点についても考慮します。
- 緑地やため池などの自然環境や水辺環境などを生かし、自然に触れながら四季を感じることのできる空間の整備を検討します。白鯉池周辺は、隣接する知多半島道路大府PA(仮)と連携した観光交流や憩いの場として、活用・保全を行います。
- 公園施設の充実を図るとともに、適切な維持管理に努め、公園機能の維持・向上を図ります。
- 公園施設の経年変化や老朽化に対し、安心・安全な施設機能を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や維持管理、更新を行います。
- 市民ニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、利用者の実態にあった既存の公園や広場などの見直しを行うとともに、地域特性に応じた再整備などを検討します。
- 公園施設の更新や維持管理費用を確保するため、民間活力の導入に向けた取組を検討します。

**<緑地の整備方針>**

- 将来的に市街地として整備する区域は、地区計画制度の活用などにより、可能な限り緑地の確保に努めます。
- 公園・緑地・ため池など自然とのふれあいの場をつなぎ、多様な生物の生息環境や良好な自然環境を形成するため、石ヶ瀬川・鞍流瀬川などの緑道の整備を推進します。
- 緑地を活用した潤いある環境を保全・創出するために、大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、保全地区などを適正に維持します。
- 緑化による緑の創出や地域の魅力づくりを積極的に推進するために、道路や学校などの公共施設緑化の推進を図るとともに、市民や事業者との協働により民有地緑化を促進します。

---

## 第4章

# 具体的な施策について

---

### 4-1 施策体系

### 4-2 具体的な施策

基本目標1 大府らしさが感じられる緑を守る

基本目標2 身近な緑を増やし、つなげる

基本目標3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む

基本目標4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

## 4-1 施策体系

本計画の基本理念と、基本理念を市民と共有するためのキャッチフレーズ、基本理念及びキャッチフレーズの実現に向けた基本目標、基本目標に基づく施策方針の体系図を以下に示します。



## 4-2 具体的な施策

基本目標の実現に向けた具体的な施策を次頁以降に示します。

また、本計画では、計画期間中に重点的に取り組む施策を重点施策として、基本目標ごとに設定しています。ここでは、各重点施策をまとめて整理します。

### 重・点・施・策

#### ビオトープ<sup>【※】</sup>（生物生息空間）の整備

【基本目標1-施策方針(4)】P45

鞍流瀬川を中心に、野鳥などの生き物が集う川辺空間（ビオトープ）の整備や、自然環境の保全を図りながらの景観改良を官民連携で行います。



### 重・点・施・策

#### 河川管理用通路を利用した緑道の整備

【基本目標2-施策方針(5)】P49

河川管理用通路などをを利用して、緑道の整備を推進することにより、水辺空間の活用を図ります。



### 重・点・施・策

#### 自然観察会等の開催

【基本目標3-施策方針(1)】P50

二ツ池セレトナでの自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を体験学習することにより、生態系の拠点となる緑や水辺に関する意識の高揚を図ります。



### 重・点・施・策

#### 市の木・市の花を活用したまちづくり

【基本目標4-施策方針(4)】P54

令和2年9月1日の市制50周年を記念し、市の木にサクラ、市の花にツツジを追加します。既存のクロガネモチ、クチナシと合わせて、様々な場面で市の木・市の花を活用したまちづくりを推進します。



## 基本目標 1 大府らしさが感じられる緑を守る

### 施策方針(1) 優良な農地の保全



これまで、都市緑地法における緑地の定義には農地が明確に位置付けられていませんでしたが、都市緑地法等の一部改正により、都市農地が都市にあるべきものとして、農地も緑地に含まれることが明確にされました。

都市農地は、農産物の生産以外にも、農業体験や食育などの環境教育、農作業を通じた自然や人とのつながりによる生きがいづくりの場、良好な景観形成などの機能も有しています。こうした多面的な機能を有する農地について、農業の振興や農地の有効活用等により保全を図ります。

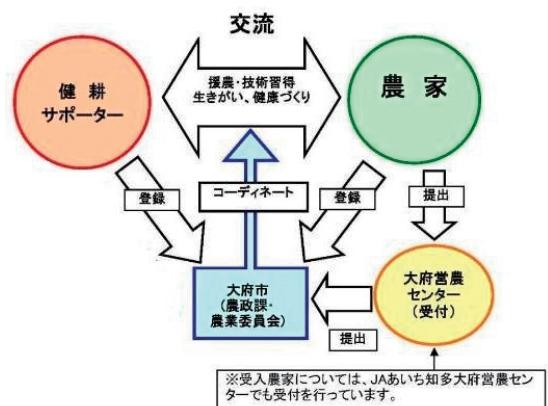
施策	施策の方向性
都市近郊農業 <sup>[※]</sup> の安定化	各種補助事業により農業経営を支援することで、都市近郊農業経営の安定化を図ります。
市民と農家の交流や多様な担い手の育成	健耕サポーター事業の実施や農福連携 <sup>[※]</sup> 等による多様な担い手等の育成・確保により、耕作放棄地の発生予防を図ります。
農地の有効利用	農地の賃借を円滑に行い、農地が継続して有効利用されるように地域の話し合い等を推進します。
特定生産緑地制度 <sup>[※]</sup> を活用した都市農地の保全	土地所有者の意向を踏まえて特定生産緑地の指定を行い、都市農地の保全を図ります。
農地を活用した農業体験の場・機会の提供	木の山地域で市民が農業を体験できる取組を実施しています。耕作放棄地等の農地の活用により、他地域での実施も検討していきます。

#### Column

#### 健耕サポーター事業

農家の営農をサポートとともに、農業に興味のある方へ農業にかかわる機会を提供し、大府の農業の活性化を目指して、農業に興味がある人、農作業を通して生きがいや健康づくりをしたい人、農業技術を習得して就農したい人などを「健耕サポーター」として募り、高齢化や後継者不足で悩む農家へと紹介し、無償で農作業のお手伝いをしていただく取組を行っています。

「健耕サポーター」は、WHO健康都市大府の市民が、農家のサポーターとして、健やかに大地を耕すことで、「市民の健康」と「まちの健康」の実現することをイメージして名付けました。



## 施策方針(2) 樹林地の適切な保全



本市では、社寺境内地の縁など、重要な樹林地等を保全地区や保存樹木に指定しており、それ以外にも貴重な緑が残っています。都市化の進行に伴って身近な緑が減少する中、各種法規制により都市的土地区画整理事業と自然的土地利用の調和を図り、樹林地の適切な保全を図ります。

施策	施策の方向性
計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進により、緑などの自然環境保全を図ります。 緑などの自然環境について、宅地開発業者への指導・要請等により、自然環境の保全を図ります。
地区計画による緑地指定	地区計画により緑地指定を行うことにより、良好な樹林地等の保全を図ります。
保全地区、保存樹木の指定等による保全	「大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、重要な樹林地等を「保全地区」、「保存樹木」に指定し、樹林地等の緑の保全を図ります。
竹林、里山林の整備	既存の竹林、里山林を整備することで、良好な自然環境の保全を図ります。

## 施策方針(3) ため池の保全



市内にはため池が76か所点在しており、散策路などを設けて市民の憩いの場となるように環境整備を行ったため池も9か所あります。治水・利水機能だけでなく、多様な生物を育み、本市の特徴的で貴重な緑でもある、ため池の保全を図ります。

施策	施策の方向性
治水機能の強化	農業用ため池の浚渫等により、水辺空間の保全を図ります。
生物多様性に配慮したため池整備	ため池の整備にあたっては、地域の自然環境や生息・生育する動植物に配慮するなど、生物多様性に配慮した整備を行います。
環境施設の再整備	老朽化したため池の環境施設を再整備します。

## 施策方針(4) 河川・水辺の保全



本市では、市の中央部を北から南に向かって鞍流瀬川が、東部を境川が、南部を西から東に向かって石ヶ瀬川が流れています。

河川は生物の生息環境であり、生息地間をつなぐ移動経路としても重要な役割を果たしています。また、自然とのふれあいの場や郊外から清涼な風を市街地に送り込む風の道にもなっていますので、こうした河川と水辺の保全を図ります。

施策	施策の方向性
【重点施策】 ビオトープ（生物生息空間）の整備	鞍流瀬川を中心に、野鳥などの生き物が集う川辺空間（ビオトープ）の整備や、自然環境の保全を図りながらの景観改良を官民連携で行います。
環境美化、排水機能の維持	河川、水路、調整池の草刈、浚渫等により、水面及び水辺の保全・創出を図ります。

## 基本目標 2 身近な緑を増やし、つなげる

### 施策方針(1) 身近な公園・緑地の整備



本市では、土地区画整理事業などに伴い、計画的な公園・緑地の整備を進めており、公園面積も着実に増加してきています。一方、健康志向の高まりによりウォーキングやランニングを行う市民も増加しており、公園利用に対するニーズも多様化しています。

新規の公園整備にあたっては、ワークショップの開催等によって市民ニーズを把握し、計画段階から市民との協働で進めるなど、地域が抱える課題の解決に資する整備（グリーンインフラの取組）を行います。また、既存公園においては、利用実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るなど、市民の身近な公園・緑地の整備と質の向上を図ります。

施策	施策の方向性
身近な公園・緑地の整備	<p>ワークショップなどで地域の特性や市民の要望を踏まえた公園整備を進めることにより、緑化推進を図ります。</p> <p>公園緑地の分布状況等を考慮し、公共空地での緑地等の整備を進めることにより、緑化推進を図ります。</p> <p>土地区画整理事業などで新たに住宅地や工業用地などを整備する地区においては、計画的に公園・緑地を整備します。</p>
宅地開発に合わせた緑地の創出	<p>土地区画整理事業などで新たに住宅地や工業用地などを整備する地区においては、計画的に公園・緑地を整備します。</p> <p>地区計画により緑地指定を行うことにより、良好な樹林地等の保全を図ります。</p> <p>「大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例」の規定に従い、事業者への指導・要請等をすることで公園・緑地の保全を図ります。</p>
既存公園の再整備	整備・供用されてから一定の年月が経過している公園について、公園の利用実態等を踏まえながら、必要に応じて再整備を検討・実施します。

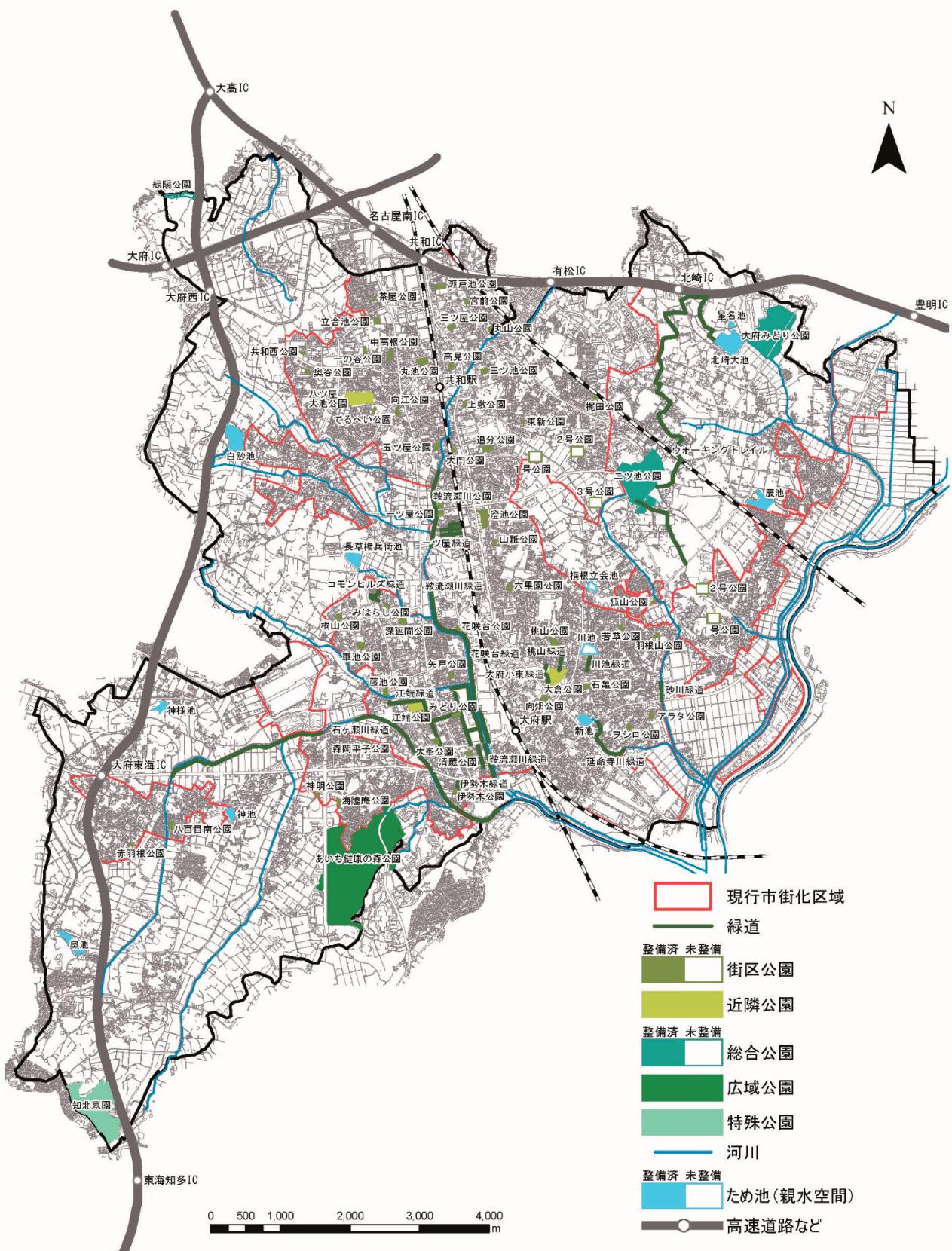


図 公園緑地配置図

資料：第4次大府市都市計画マスターplan

## 施策方針(2) 公共施設緑化の推進



公共施設は多くの市民が集まる（利用する）場所であるため、潤いのある空間として、また、訪れた人が自宅等で参考にしたいと思える緑化の展示場所として、積極的な緑化を推進します。

施策	施策の方向性
敷地内、屋上・壁面などの緑化推進	緑化基金等を活用して、小・中学校や植樹帯等公共施設緑化の推進を図ります。
市民協働による緑化推進	提案型緑花推進事業 <sup>【※】</sup> 等各種制度の実施により、市民との協働で緑化推進を図ります。

## 施策方針(3) 民有地緑化の推進



本市では、森林や田畠、河川やため池などの良好な景観が残されている一方で、都市化の進展に伴って身近な緑が減少傾向にあります。当面は人口増加が予測されており、住宅地などの都市的土地区画整理事業が増加すると想定されるため、各種支援制度を活用し、民有地の緑化を推進します。

また、市民との協働によるシビックガーデン<sup>【※】</sup>の推進により、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となり、健康都市としてさらに魅力あふれるまちとなることを目指します。

施策	施策の方向性
民有地緑化を推進する支援の継続、拡充	各種民有地緑化支援制度により、民有地における緑化推進を図ります。 シビックガーデンコンテストを開催し、家庭や協働花壇の緑化を推進します。
民有地緑化制度の啓発	民有地緑化支援制度のPRにより、制度の活用を促進します。

### Column

### 人生の記念に樹木をプレゼント（記念樹配布事業）

本市では、平成17年度から「大府市緑化基金」を活用した市民協働による緑化推進事業を展開しており、その事業の一つとして、民有地の緑化を推進するため、住宅の新築や子どもの誕生などの人生の記念として、市の木（クロガネモチ）と市の花（クチナシ）などの樹木をプレゼントしています。

#### 【対象となる記念】

- ・住宅を新築・購入した記念
- ・子どもや孫が誕生した記念
- ・子どもや孫が保育園・幼稚園などに入園した記念
- ・子どもや孫が小中学校に入学した記念
- ・子どもや孫が幼・保・小中学校を卒業する記念
- ・子どもや孫が成人となった記念
- ・結婚する記念
- ・還暦等の賀寿を迎えた記念
- ・金婚式（50周年）等の結婚記念を迎えた記念



## 施策方針(4) 道路緑化の推進



街路樹は、街並みに彩りや季節感を与え、沿道の景観を向上させるほか、火災時の延焼防止、歩車分離による安全性確保、交通騒音の緩和などといった機能を有しています。また、雨水の浸透、夏の強い日差しの遮断、蒸散作用による気温上昇の抑制など、気候変動の影響やヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。こうした都市生活の快適性向上に資する街路樹の整備を進めるとともに、道路に面した空地等を活用したポケットパークの整備などにより、道路緑化を推進します。

施策	施策の方向性
街路樹の再整備	道路整備事業に併せて街路樹の整備を行うことにより、道路緑化を図ります。大木化や老木化、成長不良等によって、倒木、通行阻害、景観の悪化などの問題を引き起こしている街路樹の再整備を検討します。また、ツツジが多く植栽されている道路は「ツツジ街道」など、地域の魅力向上にもつながる街路樹の再整備を検討します。
ポケットパーク、緑地の整備	市道だけでなく、県道などの道路残地などを借り受けて、積極的に緑地やポケットパークなどを整備することにより、道路緑化の推進を図ります。

## 施策方針(5) 水と緑のネットワークの形成



公園やため池などを水や緑で結ぶことにより、自然と人とのふれあいの場をつなぐとともに、多様な生物の生息環境や良好な自然環境・生活環境の形成にもつながります。

市内では、あいち健康の森公園から大府みどり公園を結ぶ緑道や石ヶ瀬川・鞍流瀬川の河川管理用通路を利用した緑道が整備されています。今後も引き続き、水と緑のネットワークの形成に向けて、緑道の整備等に取り組みます。

施策	施策の方向性
【重点施策】 河川管理用通路を利用した 緑道の整備	河川管理用通路などをを利用して、緑道の整備を推進することにより、水辺空間の活用を図ります。
生物の移動経路の確保	ため池や街路樹、竹林、里山林を整備することで、生物の移動経路を確保します。

### Column

### クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府

「クリーン・アップ・ザ・ワールド」は、オーストラリアで1989年より始まった世界で同時に実行する清掃活動で、1993年からは国連環境計画の協力を得て、国際的な活動に発展しました。

毎年、世界130か国、3,500万人が参加していると言われており、本市でも9月に行われる環境保全活動を「クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府」と位置付け、石ヶ瀬川・鞍流瀬川周辺を中心に地元の団体などが主導して環境保全活動を実施しています。



## 基本目標 3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む

### 施策方針(1) 緑や水辺に親しめる機会の創出



環境に関する市民アンケートの結果（P31）から、身近な緑や水、生き物などとのふれあいについて、「すでに取り組んでいる」と回答した人は17.0%であったものの、「取り組んでいないが、今後は取り組みたい」と回答した人は43.4%となっており、特に若い世代や子育て世代で多くなっていました。

緑を通じた豊かな暮らしを送ることができるよう、緑や水辺に親しめる場や機会を積極的に創出します。

施策	施策の方向性
<b>【重点施策】</b> 自然観察会等の開催	ニッ池セレトナでの自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を体験学習することにより、生態系の拠点となる緑や水辺に関する意識の高揚を図ります。
緑化に関する講座の実施	自然体験学習の拠点であるニッ池セレトナ等での講座が充実することにより、多くの市民の参加が促進され、緑に関する意識の高揚を図ります。
シビックガーデンの推進	健康都市としてさらに魅力あふれる都市となるよう、市民との協働により、家庭や共同花壇での緑化を推進し、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となるよう取組を推進します。

### 施策方針(2) 緑の多様な機能を学ぶ機会の創出



都市の緑には、環境との共生、安全・安心の確保、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成、地域経済・活力の維持など、多面的な機能を有しており、こうした機能を最大限発揮することにより、都市の課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高めていくことができます。

ニッ池セレトナでの環境学習の充実や、子どもから大人まで参加できる様々な体験学習の充実など、緑の多様な機能を学ぶ機会の創出に取り組みます。

近年、竹林・里山林の放置とその荒廃や拡大が進み、生物多様性の面からもその対応が課題となっています。竹林の無秩序な拡大を抑制するとともに、環境教育等の場としても活用できるよう、竹林の整備に取り組みます。

施策	施策の方向性
ニッ池セレトナを拠点とした環境学習の充実	自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を把握することにより、生態系の拠点となる緑に関する意識の高揚を図ります。
学校等での環境学習の充実	ニッ池セレトナで学校からの依頼を受ける校外学習に対応することにより、環境学習の推進を図ります。
生物多様性への理解促進	鞍流瀬川や竹林、里山林の整備・管理を市民団体等との連携で行うことにより、環境教育や緑とのふれあいを図り、生物多様性への理解を促進します。
愛知用水と農作物への理解促進	小学4年生を対象に愛知用水と市で出前講座を実施し、農業の歴史理解を促進します。



## 施策方針(3) 協働による活動の拡大



緑地保全や緑化推進を効果的に進めていくためには、市民や活動団体、事業者、行政が共に助け合いながら行動できる仕組みが必要です。市民活動の活性化や市民が楽しみながら取り組める活動の推進など、協働による活動の拡大を図ります。

施策	施策の方向性
市民活動の活性化	コミュニティへの支援、提案型緑花推進事業の実施、あいち森と緑づくり事業補助金制度の活用、植樹祭の実施、市民活動の表彰などにより、市民活動の活性化を図ります。
緑化基金等の活用による緑化推進	緑化基金を活用した事業などにより、市民参加による緑化推進を図ります。
緑に関するイベントの開催	知多地域みどりの少年団交歓会の開催、セレトナフェスタの開催、シビックガーデンコンテストの実施などにより、緑に関する意識の高揚を図ります。
花いっぱい運動の推進	市内の花壇に花苗を配布し、花があふれるまちづくりを進めます。
ため池の多面的機能を保全する活動の推進	農業関係者で構成する地元組織による、ため池の多面的機能（農業水利、地域防災、生物の生息・生育場所、地域の憩いの場の提供等）を保全する活動の活性化を図ります。
サクラマイスター <sup>【*】</sup> の養成	市の木に追加されるサクラの管理は難しく、適切な維持管理には知識と技術が必要になります。サクラを活用したまちづくりの推進に向けて、知識や技術を有するサクラマイスターの養成に取り組みます。

### Column

### シビックガーデンコンテスト

市民の皆さんと協働し、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となり、健康都市としてさらに魅力あふれるまちとなることを目指し、市民のご家庭の庭先を緑や花で飾っていただくシビックガーデンコンテストを毎年開催しています。



令和元年度シビックガーデンコンテスト入賞作品  
左上：一般（家庭緑花）の部 最優秀賞  
右上：一般（共同花壇）の部 最優秀賞  
左下：マスター（家庭緑花）の部 最優秀賞  
右下：マスター（共同花壇）の部 最優秀賞

## 基本目標 4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

### 施策方針(1) 都市環境の保全



都市における緑は、大気の浄化や騒音の緩和、ヒートアイランド現象の緩和など、都市における環境面での持続可能性への貢献が期待できます。

環境面での安全・安心・快適な生活環境づくりに向けて、緑が有する多様な機能を最大限発揮できるよう、適切な場所に適切な緑を確保します。

施策	施策の方向性
市街地における緑地の確保	都市化の進行に伴って身近な緑が減少している市街地において、既存の緑の保全や緑化の推進等により、大気汚染や騒音の緩和等の役割を果たす緑地を確保します。
二ツ池セレトナを活かした自然との共生、生物の生息環境の創造	フジバカマ <sup>[※]</sup> の植栽によってアサギマダラ <sup>[※]</sup> の飛来を呼び込む活動等、自然との共生、生物の生息環境整備の活動に取り組むことで、自然体験学習を推進します。

### 施策方針(2) 安全・安心の確保



大震火災時の避難地や延焼防止帯、雨水の浸透・貯留等による水害の抑制など、緑の防災・減災機能を活用することで、自然災害からの安全・安心の確保に貢献することができます。

台風などに伴う大規模な洪水による被害、集中豪雨による内水被害、土砂災害、甚大な被害が想定される大規模地震など、災害の発生リスクが増大している中、防災公園や避難場所・避難経路等として活用できる緑の保全・創出、いざという時に利用できるよう日常的な活用の促進を図ります。

施策	施策の方向性
防災公園の整備	火災の延焼防止や避難の場として活用できるよう、土地区画整理事業等の整備時には計画的に公園を整備します。
ため池の耐震化	農業水利や地域防災機能を有するため池の安全性を確保するため、ため池の耐震化を図ります。
公園施設の計画的な更新	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具などの修繕及び更新などを行い、安全・安心に緑と親しむことのできる場を提供します。

#### Column

#### アサギマダラを呼ぶために

長距離移動する大型蝶・アサギマダラは、10月頃に秋の七草として親しまれるフジバカマに飛来します。このアサギマダラを本市に飛来させるために、二ツ池公園にフジバカマを植え、アサギマダラ飛来の拠点づくりを進めています。



## 施策方針(3) 健康・福祉の向上、 地域コミュニティの醸成



本市では、人口減少や少子高齢化に対して、安心して出産・子育てができる環境の整備、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの推進、元気な高齢者が地域や社会の中で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

健康の維持増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる場、自立した生きがいを感じられる生活につながる地域活動の場、コミュニティ活動の場などとして貢献できる公共的なオープンスペースとしての生活を持つ公園・緑地の整備や活用を促進します。

また、身近な緑である公園を安全安心に利用してもらえるよう、公園の禁煙化に取り組みます。

施策	施策の方向性
緑や花を楽しめる ウォーキングコースの充実	河川管理用通路などをを利用して緑道を整備し、公園や緑地を経由したコースを設定することで、緑や花を楽しみながらウォーキングできる環境づくりに取り組みます。
多様な主体との連携による 公園・緑地の活用	市民団体との連携により、公園や緑地、ため池、竹林、里山林の整備・管理を推進し、環境教育や緑とのふれあいを促進します。
若者へのアプローチの強化	若者会議を活用するなど、若者の参画による緑化を進め、地域コミュニティの強化や郷土愛の醸成を図ります。
公園の禁煙化	多くの人に安全・安心に公園を利用してもらえるよう、公園内の喫煙を禁止し、「望まない受動喫煙のないまちづくり」を推進します。

### Column

### 若者駅前プロジェクト

「若者駅前プロジェクト」は、至学館大学生をはじめ、高校生や若手社会人など自発的に集まった若者が中心となり、行政課題でもある「大府駅前にぎわいづくり」の一環として、若者のアイデアを具現化するイベントを行うことで、若者の成功体験や承認体験による自己肯定感や自己有用感を育むことを目的に実施しています。また、若者だけでなく地元商店主などの協力や関わり合いを通じて、大府駅周辺における“人と人との繋がり”を生み出すことにより、大府駅周辺のにぎわいづくりも目指します。



## 施策方針(4) 緑のポテンシャルの活用



都市の緑は、身近な自然環境や高質なオープンスペースとして、住宅・宅地の資産価値の向上や、観光地としての魅力の増進などを通じて、地域経済・活力の維持に貢献できるポテンシャルを有しています。都市の持続可能性の向上に向けて、緑のポテンシャルを活かす様々な取組を展開します。

竹林・里山林の整備により、公園・緑地の質を高め、魅力向上を図ります。

施策	施策の方向性
<b>【重点施策】</b> <b>市の木・市の花を活用したまちづくり</b>	令和2年9月1日の市制50周年を記念し、市の木にサクラ、市の花にツツジを追加します。既存のクロガネモチ、クチナシと合わせて、様々な場面で市の木・市の花を活用したまちづくりを推進します。
公園・緑地の魅力向上	竹林、里山林の整備や公園の遊具改修等を実施し、市民や来訪者が憩う環境を整えます。
水と緑に関する情報発信 (シティプロモーション <sup>[※]</sup> )	市内のサクラの位置を示したサクラマップや、ウォーキングマップの作成など、既存の緑をアピールすることで緑とふれあう機会を増やします。
観光緑花の推進 (グリーンインフラの推進)	大府駅周辺の中心市街地活性化に伴い、緑で人を呼び込めるような観光緑花を推進します。
ため池を活用したまちづくりの推進	ため池周辺の整備にあたっては、地域に親しまれる憩いの場として、景観に配慮した親水空間や公園機能の形成を進めます。

---

## 第5章

# 計画の推進に向けて

---

5-1 計画の推進体制

5-2 計画の進行管理

## 5-1 計画の推進体制

### (1) 各主体の緑の保全・創出に関する取組の推進

計画のキヤッチフレーズである『活かす緑 “水” “風” “まち”』の実現にあたり、行政だけでなく、市民、事業者も主体となって取り組みます。

市民は、緑の保全と創出に努めるとともに、市が実施する緑花施策に協力します。

事業者は、緑の保全と創出に必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、市が実施する緑花施策に協力します。また、事業活動によって緑が損なわれるような際は、自らの責任の負担において、緑化に努めます。その他、緑の保全と創出に関する社会貢献に努めます。

### (2) 市民、事業者と行政の協働による取組の推進

基本理念にあるように、市民の憩いの空間が整備されたまちの実現に向けて、市民（及び事業者）と行政が一体となり、公園や緑地、緑道などの水と緑の空間創出、ため池、農地、樹林地などの自然と景観の保全を行います。

### (3) 庁内関係課の連携による分野横断的な取組の推進

地域が抱える社会問題の解決や一人ひとりの QOL（生活の質）の向上に緑が持つ多機能性を活かしていくため、庁内関係課と連携し、組織・分野横断的に取組を推進します。

## 5-2 計画の進行管理

### (1) 「大府市緑化推進委員会」による点検・評価

「大府市緑の基本計画の進捗管理に関するこ」を調査審議する「大府市緑化推進委員会」により、施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価を行います。

### (2) 評価結果の公表と計画の見直し

施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価結果は、毎年、市ホームページで公表するとともに、市民の意見も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### ACTION（見直し）

点検・評価結果を基に、市民意見も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### CHECK（点検・評価）

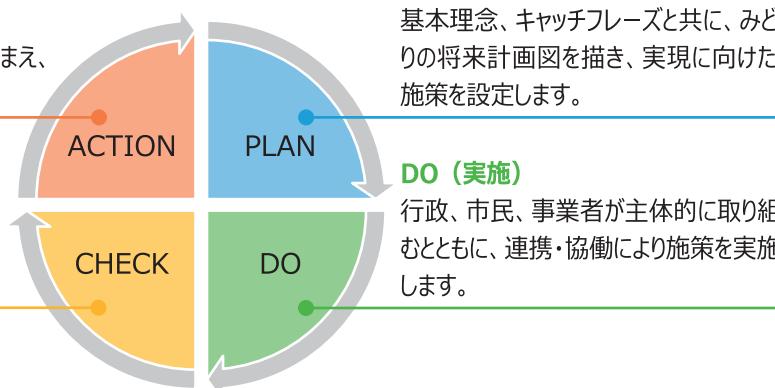
「大府市緑化推進委員会」において、施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価を行います。

#### PLAN（計画）

基本理念、キヤッチフレーズと共に、みどりの将来計画図を描き、実現に向けた施策を設定します。

#### DO（実施）

行政、市民、事業者が主体的に取り組むとともに、連携・協働により施策を実施します。



---

# 資料編

---

資-1 計画の策定経緯

資-2 用語解説

## 資-1 計画の策定経緯

### (1) 大府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

	役職	氏名	所属等
1	委員長	樋口 恵一	大同大学工学部建築学科 講師
2	副委員長	山内 健次	大府市副市長
3	委員	櫻井 義道	大府コミュニティ推進協議会 会長
4		島田 勝彦	二ツ池セレトナ 館長
5		鷹羽 保夫	公募
6		能勢 沙智香	大府市小中学校 PTA 連絡協議会
7		服部 啓子	大府商工会議所
8		林 佳世	園芸研究家
9		深谷 玲子	グリーンアドバイザー
10		水谷 克也	市民の森実行委員会
11		美馬 由香利	主任児童委員
12	オブザーバー	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長

## (2) 大府市緑の基本計画策定委員会作業部会 部会員名簿

	役職	氏名	所属
1	部会長	玉村 雅幸	都市整備部長
2	副部会長	佐藤 正裕	緑花公園課長
3	部会員	川出 陽一	企画政策課 企画係長
4		北川 美香	健康都市推進課 健康都市推進係長
5		小棄 明雄	協働推進生涯学習課 協働推進係長
6		植木 孝	環境課 環境保全係長
7		本多 さおり	健康増進課 健康増進係主査
8		鈴置 弘	都市計画課 都市計画係長
9		清水 良	建築住宅課 建築指導係長
10		安森 昌子	農政課 農業振興係長
11		半田 貴之	商工労政課 工業労政係長
12		深谷 育治	雨水対策課 河川係長
13		深谷 雄紀	学校教育課 学校教育係長

### <事務局>

氏名	所属	備考
近藤 重基	都市整備部長	(令和元年度) 玉村 雅幸
佐藤 正裕	都市整備部 緑花公園課長	
深谷 紀文	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係長	
松井 雄大	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主任	
阪本 智史	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主任	
渡邊 拓也	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 技師	
高橋 宏幸	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主事	

### (3) 計画の策定スケジュール

日時	会議名等	主な議題
令和元年10月31日（木） 14:30～15:30	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市緑の基本計画の策定趣旨について</li> <li>・現行計画の概要</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul>
令和元年11月20日（水） 9:00～10:30	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市緑の基本計画の策定趣旨について</li> <li>・現行計画の概要</li> <li>・新たな緑の基本計画への取組案</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul>
令和2年1月24日（金） 10:00～12:00	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市の緑を取り巻く現況について</li> <li>・次期計画策定にあたっての視点について</li> <li>・作業部会への依頼事項について</li> </ul>
令和2年2月19日（水） 14:00～16:00	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第1回策定委員会での主な意見と対応方針</li> <li>・次期計画策定にあたって</li> <li>・次期計画の基本的な考え方について</li> </ul>
令和2年3月16日（月） 10:00～11:30	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の基本的な考え方について</li> <li>・具体的な施策について</li> </ul>
令和2年4月17日（金） 書面審議	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第2回策定委員会での主な意見と対応方針について</li> <li>・次期大府市緑の基本計画（素案）について</li> </ul>
令和2年5月15日（金） 書面審議	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第3回策定委員会での主な意見と対応方針について</li> <li>・次期大府市緑の基本計画（案）について</li> </ul>
令和2年6月24日（水） ～7月23日（木）	パブリックコメント	
令和2年8月5日（水） 14:00～16:00	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・大府市緑の基本計画（最終案）について</li> </ul>

## 資-2 用語解説

### <あ行>

アサギマダラ	マダラチョウ科に属する前翅長40~60mmのチョウで、春の北上、秋の南下を繰り返す「渡り」をするチョウとして知られています。細かく羽ばたかずふわふわと飛翔し、人をあまり恐れないため、夏から秋にかけてフジバカマ等のキク科の植物の花に集まり、吸蜜する様子を見ることができます。
アダプトプログラム	アダプトとは養子という意味で、住民や企業・団体等が道路や公園、河川など「公共施設」の里親となり、引き受けた施設の世話（清掃や植栽の管理などの環境美化活動）を担つもらうというものです。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって覆われていない土地や空間のことです。

### <か行>

グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
----------	--

### <さ行>

サクラマイスター	サクラの維持管理等について優れた知識や技術を持つ人に与える大府市独自の称号です。
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
シティプロモーション	自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことです。地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取組です。
シビックガーデン	まちに緑や花を飾り、まち全体が市民の庭（シビックガーデン）となることを目指す取組です。
生産緑地地区	市街化区域内において農地等を計画的に保全することにより、農林漁業との調整をとりつつ、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度です。
生態系ネットワーク	優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークです。
生物多様性	生き物の個性とつながりを表す言葉であり、森林、里地里山、河川等の生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があります。

### <た行>

地域森林計画対象 民有林	森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期とする地域森林計画の対象となる民有林のことです。民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指し、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれます。
提案型緑花推進事業	地域団体から地域の緑花推進事業の企画及び提案を受け、大府市緑化推進委員会で適当と認められた場合に、各団体と市が協働で実施する事業のことです。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、都市農地の保全を図るため、所有者の意向を踏まえ、生産緑地地区を特定生産緑地地区に指定することで、買取の申出期間を10年延長できるようになる制度です。
都市近郊農業	都市の近く（近郊）で農作物を生産することで、鮮度の高い農作物を、輸送費用をあまりかけずに消費地に届けられるといった利点を活かした農業のことです。

都市公園法	都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、1956年に制定された法律です。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められています。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律です。

## &lt;な行&gt;

二次林	原生林が伐採や山火事などによって破壊された後、自然または人為的に再生した林のことです。
農振農用地区域	農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき、農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域です。
農福連携	農業の多様な担い手の確保や、障がい者の新たな就労の場の創出につなげるために、農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用などをを行うことです。

## &lt;は行&gt;

ビオトープ	ドイツ語で「生き物」を意味する BIO（ビオ）と、「場所」を意味する TOP（トープ）を組み合わせた言葉で、「地域で野生の生き物が暮らす場所」を指します。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。都市化の進展に伴ってヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。
フジバカマ	秋の七草の一つで、万葉の時代から人々に親しまれてきた植物です。夏の終わりから秋のはじめに花を咲かせる多年草です。10月頃には、長距離移動する大型蝶・アサギマダラが飛来し、吸蜜する様子を見ることができます。
ポケットパーク	道路付帯地や住宅開発などで提供された街角の小さな公園のことです。
保全地区・保存樹木	大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑の保全又は自然を保護するため、市が指定する地区・樹木のことです。

## &lt;や行&gt;

ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、健常者などの区別なく誰もが使えるように配慮したデザインのことです。
------------	--

大府市緑の基本計画  
令和2年9月

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地  
大府市都市整備部 緑花公園課  
TEL : 0562-47-2111 (代表)  
FAX : 0562-47-3347

